

(第一類 第十号)

衆議院

国交通委員会議録 第三十号

(四〇五)

平成十五年六月十一日(水曜日)

午前十時九分開議

出席委員

河合 正智君

栗原 博久君

田野瀬良太郎君

今田 保典君

赤羽 一嘉君

岩崎 忠夫君

後藤田正純君

実川 幸夫君

谷田 武彦君

西田 司君

林 幹雄君

菱田 嘉明君

堀之内久男君

松宮 敏君

森田 一君

阿久津幸彦君

大出 彰君

川内 博史君

津川 祥吾君

伴野 豊君

高木 陽介君

大森 猛君

原 陽子君

松浪健四郎君

栗原 博久君

玉置 一川

保夫君

倉田 高木

毅君

佐藤 中本

太衛君

西野 雅年君

原田 義昭君

福井 照君

松野 博一君

和那君

喜美君

渡辺 岩國

哲人君

大谷 信盛君

佐藤 謙一郎君

永井 英慈君

山内 功君

土田 龍司君

瀬古由起子君

日森 文尋君

後藤 茂之君

高木 陽介君

大森 猛君

原 陽子君

松浪健四郎君

菅 普

康太郎君

義偉君

一弥君

鈴木藤一郎君

澤井 英一君

玉置 一弥君

橘 康太郎君

義偉君

高木 毅君

佐藤 中本

太衛君

西野 雅年君

原田 義昭君

福井 照君

松野 博一君

和那君

喜美君

渡辺 岩國

哲人君

大谷 信盛君

佐藤 謙一郎君

永井 英慈君

山内 功君

土田 龍司君

瀬古由起子君

日森 文尋君

後藤 茂之君

高木 陽介君

大森 猛君

原 陽子君

松浪健四郎君

同日

辞任

補欠選任

後藤田正純君

中本 太衛君

山本 公一君

佐藤 勉君

岩國 哲人君

津川 祥吾君

二階 俊博君

松浪健四郎君

委員の異動
六月十一日

辞任

補欠選任

後藤田正純君

中本 太衛君

山本 公一君

佐藤 勉君

岩國 哲人君

津川 祥吾君

二階 俊博君

松浪健四郎君

六月十一日

気象事業の整備拡充に関する請願(松原仁君紹介)

(第三四八六号)

同(小泉俊明君紹介)

(第三五八九号)

同(藤木洋子君紹介)

(第三四九七号)

同(川内博史君紹介)

(第三五九五号)

同(吉田公一君紹介)

(第三五〇一号)

同(赤嶺政賢君紹介)

(第三五九〇号)

同(宮下創平君紹介)

(第三四九九号)

同(石原健太郎君紹介)

(第三五九一號)

同(一川保夫君紹介)

(第三五九二号)

同(小沢和秋君紹介)

(第三五九三号)

同(大幡基夫君紹介)

(第三五九四号)

同(川内博史君紹介)

(第三五九五号)

同(菅野哲雄君紹介)

(第三五九六号)

同(木島日出夫君紹介)

(第三五九七号)

同(児玉健次君紹介)

(第三五九八号)

同(塙田恵二君紹介)

(第三五九九号)

同(重野安正君紹介)

(第三六〇〇号)

同(今野東君紹介)

(第三六〇〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)

(第三六〇一號)

同(塙田鉄也君紹介)

(第三六〇二号)

同(山口俊一君紹介)

(第三六一九号)

同(藤木洋子君紹介)

(第三六一九号)

同(横光克彦君紹介)

(第三六三三号)

同(中林よし子君紹介)

(第三六七〇号)

同(日野市朗君紹介)

(第三七六一號)

同(山口俊一君紹介)

(第三七六二号)

同(東門美津子君紹介)

(第三七五九号)

同(北川れん子君紹介)

(第三七五六号)

同(志位和夫君紹介)

(第三七五七号)

同(土井たか子君紹介)

(第三七五八号)

同(日野市朗君紹介)

(第三七五九号)

同(瀬古由起子君紹介)

(第三七六一號)

同(藤木洋子君紹介)

(第三七六一九号)

同(横光克彦君紹介)

(第三七六三号)

海洋環境を守り、防災に優れた社会資本の整備、国民本位の港湾・空港行政に関する請願(後藤茂之君紹介)

(第三七六四号)

同(川内博史君紹介)

(第三六一七号)

同(瀬古由起子君紹介)

(第三六一八号)

同(藤木洋子君紹介)

(第三六一九号)

同(大森猛君紹介)

(第三七六四号)

国土交通省の地方整備局等の機構拡充及び職員増員に関する請願(今川正美君紹介)

(第三五五〇号)

同(土井たか子君紹介)

(第三六〇六号)

同(達増拓也君紹介)

(第三六〇五号)

同(土井たか子君紹介)

(第三六〇六号)

同(農林水産省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(内閣官房内閣審議官)

(政府参考人)

(農林水産省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(内閣官房内閣審議官)

(政府参考人)

(農林水産省大臣官房審議官)

(政府参考人)

(内閣官房内閣審議官)

さらに、行政改革の中では、特殊法人それから公益法人といつても、それぞれ特殊法人自体が次第に特殊法人自体の目的で肥大化しているんじやないか、本当に国民に必要な業務を実施しているのか、そういった反省のもとに、それぞれの特殊法人について事業の内容を見直すというところから始めまして、それぞれの事業内容について今日的に現代的な形で、実施すべきかどうかということを含めて、各事業を精査してまいりました。

その結果として、先般の秋の臨時国会にも特殊法人改革の法案を出させていただきましたし、また今国会についても、三法人につきまして特殊法人の改革の法案を出させていただいております。そういう形で、それぞれの中身につきましては、それぞれの事業、特に今回の公益法人の改革につきましても、公益法人が現在行っている事業について、特に行政委託型でやっている公益法人の事業について、それぞれの事業を見直しております。

今回提出しております内容は、いわゆる登録機関にするという内容ですが、その以前として、廃止すべき事業もあるのではないか、さらには縮小していくべきものがあるんじやないか、あるいは国に吸い上げるものもあるんじやないかという形で、それぞれの事業を見直していわゆる効率化とか合理化とかスリム化ということが図れるよう形で現在進めているところでございます。

○玉置委員 今のお話にも、結局全体の特殊法人なりあるいは公益法人の、どの程度を見直してどうするという話はないんですね。要するに、中身を見直しますだけ、中身を見直すのは、こんなのは仕事として当たり前の話で、何も方針を一々出すことはないわけです。

ですから、例えば、国全体として七千ぐらいの法人があつて、そのうち国土交通省関係が幾つあります、少なくとも自分たちの分担について、それがあつていいのかなくていいのかというのをまず論議するということから入つて、それから、国が例え検査とかいろいろな委託をされています

けれども、その委託が、じゃ、何で中でできないのかとか、そういうことを含めてやはり考えていました。

一番いいのは、国が今人員でいろいろな多くの仕事を取り込んで外へ出す費用をなくしていくと、ということ、あるいは逆に外でやれば安いんだとうかということを含めて、各事業を見直すと、いうところから始めまして、各事業を精査してまいりました。

その辺の方針が、一応個々には見ますというところに、減らしていくのか、あるいは検査とかいうこと自体も必要なか不必要なかということが論議をしないといけない。そういうことをやりながら、じゃ、おおよそ何%ぐらい減らせそうだということで一つの方針を出して、このぐらいを削減しろというふうにやっていかないと進まないんですね。結局、やつてもできませんで終わっちゃうわけです。その辺がやはり問題だと思ふんですね。

ですから、行政のやり方については、まずそこが必要かどうかということが一番だと思うんですね。それから、似たようなものをやっているところがないかどうか。そして三番目には、では、もうと安くできる方法はないかということだと思うんです。

だから、私たちの国は今七百兆円ぐらいの国と地方の要するに借金を抱えて、これをどうやって返していくかというのは大変なことなんですよ。ね。国の財政から考えますと、歳出だけ見ますと、一般的事務費といいますか経費、約五十兆円の財政規模になっていますけれども、それが大幅にふえるということはまず考えられないだろう。

ということになりますと、今の中でいかに削減していくか。そして、余裕を持って次の世代をずっと構築していくだけの財政力を蓄えないといけないんですね。ということを考えると、ちょっととやることになりますと、今の中でいかに削減していくか。そして、余裕を持って次の世代をずっと構築していくだけの財政力を蓄えないといけないんですね。ということを考えると、ちょっととやることになりますと、今の中でいかに削減していくか。これは結構あるわけで、大体何の仕事を取り込んで外へ出す費用をなくしていくかなど、似たようなところです。

この辺の方針が、一応個々には見ますとい

かれども、その仕事を取り込んで外へ出す費用をなくしていくかなど、似たようなところがたくさんあつて、本当に必要かなという感じがたくさんあります。だから、大きな方針は何ですかということをもう一回はつきりとお伺いしておきたい

ことがあります。

○安富政府参考人 政府全体の大きな方針ということになると、ちょっとと私が述べる立場でもないと思いますが、少なくとも政府全体の、いわゆる行政改革の全体の方針の中で、今先生おつしやいましたように、国土交通省として、特に特殊法人あるいは公益法人それぞれでございますが、それの今やっている事業について、本当にこれが必要なのかどうか、先ほどもございましたように、本来国がやつてもいいじゃないかという業務もございます。

その業務については、過去の今までの歴史の中で、例えばなるべく民間の力を使ってやろうといふ形でやつてきたというふうなことで、今回の指定公益法人制度なんかもでき上がっているわけですから、行革のやり方については、まずそこが必要かどうかということが一番だと思うんですけれども、だんだん時の流れということで、それが果たして現時点において国が本当にやるべきか、あるいは国がやるにしてはコストがかかるから、指定公益法人あるいは今回の登録法人といふ形で残すべきか、あるいはそもそもこの事業、業務自体を廃止すべきではないかといったようなことで、先ほど先生もおつしやいましたように、それぞれ個別に判断する。

その上で、では、どちらでやつた方が、国でやつた方がコスト的に安くなるかどうか、あるいは、指定あるいは登録法人という形でやつた方が国の大化も防げるし、逆に国民のいわゆる利便性ということで、民間の力をかりるということがいいかどうか、それぞれその業務について、我々国土交通省としては、自分が所管している部分についてはそれぞれ判断してやつてきているという状況でございます。

○玉置委員 今回の中でも、一応登録制度に変わつてあります。

現在の指定法人制度でございますが、これは国が特定の公益法人を指定して、検査、検定等の事務事業を行わせる制度でございますが、このようない定基準が法律で明記されていないことが多いことから、国民の皆様方にとつて不透明な制度となつてゐること、二番目は、指定の対象が公益法人に限定をされ、かつ、独占状態が生じている場合が多いことといったような問題点が指摘されてきたところでございます。

このため、今回の改正案におきましては、こうした指定制度を登録制度に改めることとしておりますが、新たな登録制度のもとにおきまし

では、登録の要件として、能力、これは設備ある人は人的能力でございます。それから、公正中立性の確保のための要件、これはその登録機関が例えれば関連事業者の子会社でないとか、あるいは支配されていないといったようなことの要件でございます。そういうものが法律に明記をされておりまして、制度の透明性が確保されるということ。それから二番目には、登録要件を満たす者であれば民間法人を含めて自由に参入できることになりますして、現在の指定法人制度の問題点が解消されることになるのではないかと考えておるところでござります。

まず、手数料等がどうなるかということについてお答え申し上げます。

現在の指定法人制度におきます手数料等につきましては、国が政省令等において一律に定めたる、あるいは法人が申請をしてきて、それを国が認定しているというようなものもあつたわけでございますが、今回の法改正後におきましては、すべての制度におきまして、登録機関がみずから手数料を設定することができるということにしておるところでございます。

こういうところが新たな競合相手と競争していくことが果たしてできるのかと、逆に心配するわけですね。今まででは、どちらかというと、指定ですから、国がやっているのと同じだけの力がある。要するに、そこ以外はダメなんですから、そこが手数料を例えれば千五百円、だとか五万円、とかいうふうに決めてしまえば、一般のユーザーさんはそれを受けざるを得ないということだったと

それが変わつていくことなんですが、果たして、先ほど言いましたように、参入相手が、ともかく、この値段だつたらうちはできますよと、いうふうに、ある程度出てくる業界といいますか企業、グループといいますか、そういうのがあるかどうかという心配もしているわけですね。余り出てきたら、今度は今までのところがもたないんじやないかということなんですが、その辺の大体推測といいますか目算はどうでしようか。

例えば、中国船舶職員養成協会なんて、役員数が十二名で職員が二十一名。もつとひどいのは高層住宅管理業協会、役員二十六名、職員二十六名、

そういうところがあります。それから大きなどころでいきますと、海事検定協会で、役員数十四名で職員数が千百六十七名というのがあります。日本観光協会なんて、役員数七十一名で職員が二十二名というふうになっているということですね。

ですから、中身のチエツクも、もうほとんど何もなされていないんじゃないかなという感じがするわけですね。この役員数を認めながら財務内容をチエツクするなんというのは、とてもできていないんじゃないかというふうに思うんですが、この辺についてはいかがでございましょうか。

○安富政府参考人 今、関係法人の役員数についてのお話がございました。

今回の法案に関係します十九法人の理事数の合計では、平成十四年十月現在で三百五十六人となつておりますが、うち常勤役員数は八十二人で、一法人当たりに直しますと、常勤としては平均四・三人ぐらいでございます。残りの二百七十四人は非常勤理事ということです。

何でこんなに非常勤理事が多いのかということでおざいますか、やはり公益法人ということで、公益法人が公益的な事業を幅広くやる際に、当然のことながら、多くの有識者とかあるいは業界も含めた関係者、いろいろな意見を反映させながら公益事業を運営していく必要があるということであり、こういう非常勤理事も含めた役員数が非常に多くなっているという傾向がございます。

例えば、先ほどもちよつと出ました日本観光協会、約七十名弱くらいの理事がおりますけれども、例えば各地の観光協会であるとか観光連盟あるいは観光関係の事業者、それぞれの地方ごとあるいは各界ごとの意見を集約しなければいけないというようなこともございまして、各地の観光協会の代表者等を理事としているというようなことがありますまして理事数が非常に多くなつておるという状況でございます。

それから役員と職員の関係でございます。したがいまして、これも常勤役員と比べるのが本當でないかと思いますが、それにしましても、例えもありまして理事数が非常に多くなつておるという

四

そういうところがあります。それから大きなどころでいきますと、海事検定協会で、役員数十四名で職員数が千百六十七名というのがあります。日本観光協会なんて、役員数七十一名で職員が二十二名というふうになっているということですね。ですから、中身のチェックも、もうほとんど何もなされていないんじゃないかなという感じがするわけですね。この役員数を認めながら財務内容をチェックするなんというのは、とてもできていないんじやないかというふうに思うんですが、この辺についてはいかがでございましょうか。

○安富政府参考人 今、関係法人の役員数についてのお話がございました。

今回の法案に関係します十九法人の理事数の合計では、平成十四年十月現在で三百五十六人となりておりますが、うち常勤役員数は八十二人で、一法人当たりに直しますと、常勤としては平均四・三人ぐらいでございます。残りの二百七十四人は非常勤理事ということです。

何でこんなに非常勤理事が多いのかということでございますが、やはり公益法人とということでお公益法人が公益的な事業を幅広くやる際に、当然のことながら、多くの有識者とかあるいは業界も含めた関係者、いろいろな意見を反映させながら公益事業を運営していく必要があるということことで、こういう非常勤理事も含めた役員数が非常に多くなっているという傾向がございます。

例えば、先ほどもちょっとと出ました日本観光協会、約七十名弱ぐらいの理事がおりますけれども、例えば各地の観光協会であるとか観光連盟あるいは観光関係の事業者、それぞれの地方ごとにいは各界ごとの意見を集約しなければいけないというようなこともございまして、各地の観光協会の代表者等を理事としているというようなことがあります理数が非常に多くなつておるといふ状況でございます。

ば役員給与の比率を管理費の中で見てみますと大体一割ぐらいということことで、これが民間と比べて高いかどうかということはあります。ただ、やはり公益法人の性格として、職員数をたくさん抱えてやる実務ということではないのですから、そういうところがこういう数字になつてあらわれているのかなと思います。

それから役員報酬については、一部の法人について高過ぎるという批判もございます。これについては、平成十四年三月に公務員制度改革大綱に基づく措置ということで、特に国から事務の委託等を受けている法人に対しましては、国家公務員の給与水準と比べて不当に高額とならないようになります。そこで、我々としても強く指導しているところでございます。

○玉置委員 今回は、登録制で、ある規格に合えば、申請してそこが検査とか試験とかの代行ができる、こういうことなんですが、例えば海事協会でしたか、船の検査をやっておられるところがござりますけれども、船の検査をするというのは日本以外にもいろいろあるわけですね。

外国の検査機関を利用することが一つ、目標と言つたら変ですけれども、やはり委託の方針として、いわゆる国際化に合った形でオープンにしていくということで考えていくと、国際航路に従事する船があるということで、その船の運航日程とか検査日程とかいろいろ考えていく場合に、外国でもこの検査を受けられますよという姿勢を今示しておられると私は思うんですね。

ところが、では、その外国の検査基準と日本とどう違うのかとか、あるいは相手を認定するためのいろいろな資料要求をして出てくるのかどうとか、そういうことがちょっと気になるんです。日本国籍の外国航路の船についてどういう方法をとられていくのか、あるいは日本は日本でやりますよというのか、あるいは相手に委託してそのま

まオーケーなのか、その辺についてお伺いしたい
と思います。

今般の船舶安全法等の改正におきましては、船舶検査等の事務を実施する登録機関となるための要件として、例えば、船舶の検査の実施に必要な設備、あるいは必要な検査員の能力等の要件、あるいは関連事業者に支配されないような関係にあるというようなこと等を定めておるところでございます。

こういった登録要件は、現在、委員おっしゃいましたように、日本における日本海事協会がございますが、外国におきましても、例えばイギリスには一番古いロイド船級協会というのがございまして、アメリカにはアメリカン・ピューロー・オブ・シッピング、こういう同様の機関がございます。そういう船級協会も、例えば英國政府から、あるいはアメリカ政府から検査の委託を受けていり、その際に、やはり一定の基準といいますか、例えば検査できる要員をそろえているということ、あるいは、船舶あるいは船舶オーナー、造船業界等の関係者に支配されていないというような、そういうたった要件が既に定められておるところでございまして、それに基づいて委託されているわけでございます。そういったことと同等な要件を定めておるということでおざいまして、外国の船級協会も参入できるようにしておるところでございます。

それからさらに、基準等はどうなるかということがございましたが、船の検査の基準というのには、基本的には国際基準、SOLAS条約とか海洋汚染防止条約とか、そういうことで国際的な基準、条約が定まっておりまして、大体基準は同じものであるというふうに考えております。実際に外國人の参入を認める際には、どういった基準、方法で検査をするんですかということは確認することになると思います。そういうことをやつて、また資料等の提出についても要求ができるよう仕組み、制度になつておるところでございます。

以上でございます。

○玉置委員 今は、外国に行つて検査を受けると

いうふうにお伺いしたんですが、日本の中へ外国

のそういうロイド協会とかの方が支店をつくられました。そこが検査をするということが可能かどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○徳留政府参考人 どうも失礼しました。

可能でございますし、また、日本の船が外国へ行つたときに、登録機関として、例えばロイドが登録を受けていればそれは可能である、外国でも受けられることになるということでございます。

○玉置委員 大臣がお戻りになりましたので、ちよつと最初に戻つて、行政改革そのものについて、基本方針がどうなのかということをもう一回確認したいということなんですね。

というのは、私たちの受けとめ方によりますと、第二次橋本内閣、そのときに財政再建を余りにも強く出したため日本経済が再び悪化をした。以来、日本経済がデフレ傾向になつてしまつて、財政上非常に厳しい状況に追い込まれているといふことで、片方は景気浮揚についてやはりいろいろな対策をされ、しかし、将来は財政再建に向かわないと日本がもたないということあります。という中で、行政改革が非常に重い役割を担つて

いるということなんです。

橋本内閣というよりも、日本の行政改革が打ち出されてから、例えば財政上どういう形に追い込んでいくんだとか、どういう効果を目指にしてやるんだということがなかなか明確に打ち出されていない。費用的には、例えば年間何兆円稼ぎなさないというのか、あるいは今の行政の国家公務員が、今、百六十万ぐらいかな、ちよつと忘れましたけれども、おられて、では、それを二割、三割削減するんだとか、あるいは特殊法人とか公益法

人について、特に補助金的なものを出しているところについては大幅に切り込んでやつていくんだけれども、その金額は幾らということが全然表示されないですよね。切り込みますとか、改革をしなければいけないとかいう話はよく聞くんですけど、では、何を目標に、どういう効果を期待してやるのかというのがわからない。これは小泉改革の特徴でもあるわけですね。

改革をやりますという目標があつて、それを達成するはどうなるんだというのがなかなか見え

て、あるという、私は、大きなくくり方でいえばそれが、行政改革なり特殊法人改革、公益法人改革、行政改革なり行政改革などとしているの

ことになりますけれども、今申しました、二

十世紀にどんどん肥大していったものをどこでどう整理するか。行政改革もその一つでしよう、予算の配分もその一つでしよう、あらゆるところで

二十世紀型にしなければいけない。

そして、よく言いますけれども、二十世紀は今申しましたような事情でハードの世紀として日本は成長してきましたけれども、二十世紀になつたら、世界に例のない高齢化、少子化、そういう日本の国情勢というものが成長期と変わつてきました。二十一世紀体制として改めて、二十世紀には手をつけられなかつた高齢者のためのバリアフリーであるとか、あるいは世界的な問題になつております二十一世紀の環境の問題とか、そういうものに新たな手をつけなければいけないというこ

とになれば、今まで二十世紀にしてきた同じよう

な予算配分だけではそこまで回らない。ですか

ら、二十一世紀型のところに手をつける予算配分

もしなければいけない。スリムにするところは、

二十世紀の肥大して削るところはどこなんだろ

う、それを二十一世紀型に配分しようじゃないか

ということも、私は大きな転換期であろうと思つております。

まして、世界じゅうを考えてみますときに、第二位の経済大国だと言われたにもかかわらず、私はその陰りが出てきています。産業の空洞化、経済の空洞化、あらゆるところでもう日本を越えて、産業も、みんな日本の工場を閉鎖して安い労働賃金のところへ工場をつくるというよう

な産業の空洞化が起つてきている。果たしてこのままで日本はいいのだろうかということも私は大問題になつてゐると思います。

まして、二十世紀こんなに頑張つたにもかかわらず、国際的に見て、都市の美しさがどうだろ

か、電柱の地中化はできているんだろうか、あるいは港と高速道路と鉄道と空港と、こういうものが一体になった国際都市というのは日本に今幾つあるんだろうか。

そういうことを整備しなければならないと私は思っていますし、そのため国土交通省が今まで縱割りだつた四省庁を統合したというのも、私は今申しました、国際的に見て、港湾と道路と空港と鉄道と、あらゆるもののが連絡していない。外國のよう、十分以内に港から高速道路に乗れた主要都市につながる鉄道に荷物を載せられたりということが、これだけ高度成長、二十世紀に頃張ったのに、その連絡の悪さで日本が国際社会にかち行けない、太刀打ちができない時代になつているということも私は縱割りであつたということが言えると思います。

国土交通省、この国土交通委員会で御審議いたしましたように、陸海空と一緒に御審議できると

張つております。

○玉置委員 考え方は何となくわかるんですけれども、では、例えば、国土交通省が四省庁一緒に統合されました、これに対して組織はどうなつて定員がどうなつて、そのため経費がどうなつた

といふうな具体的なメリットをお示しいただきたいということ、それから特殊法人とか公益法人に対して、整理しなきやいけないという気持ち

はお持ちだと思うんですが、数字上出てこない

といふ

要らないよとおっしゃる。けれども、日本じゅうで六〇%やつとできていますけれども、まだ四〇%の人が高速道路のないところに住んでいるわけですね。

そしたら、わからない話をしても申しわけないんですけど、民主党さんの方で、全部高速道路無料にして、そして自動車保有税をしろというお話しも、私はちらつとマスコミで見ました。けれども、日本じゅうで四割の皆さん方が、高

有税で、有料道路を使えるところの人だけが使つていい、これではやはり不公平になるんじやないか。例えばですよ、言えば。

そういうことも国民の皆さん方に、ぜひ、少なくとも、公平にみんな、本来は、公共工事というのですから、国際港湾だとか国際空港とか、あるいは高速道路なんというのは、くまなく、いただいた税金で公共工事として仕上げてから、さあ、どうぞ、民間にというのが私は本来だという信念を持つっています、基本的には。

ナレーター、今、さつやつとこうこ、名算となり

られる中で、例えば、例を挙げれば、今の三%カットと言われても、少なくとも、公共事業の中では建設業者、まあ五十五万業者ぐらいになつています。それで、三%削減されたのにこの十年間で二万社会社がふえているんですね。そうしますと、雇用が六百十八万人ですから、そういう意味でいいますと、社会の中で、また地方によつては、大変、言葉が悪いかもしれませんけれども、ほとんど地元に主幹産業がない、公共工事が一番主幹産業なんだという地域もあるわけです。

そこがはなから削られておりますから、そこでできている企業は倒産の憂き目に遭うというようなことが今の構造改革の中の一環として、さつき私が申しました、肥大してきた、また、高度成長期には、うはうはみんな建設業に参入した、それでも人手が足りなかつた、材料が足りなかつた、その当時に建てたものは欠陥工事だ、こういうふうになつっていますので、私は、本来の國のあり方

いうものが、グランドデザインがなかつたから、そのときそのときの予算で、行け行けどんどんとしたという結果が、さつき言った二十世紀の遺産だと思っております。

今、公共工事が三%カットされても、どうしてもしなければいけないところはあるんですね、国際的に。でなきや日本の将来がないということに集中投資しようということを選択する。しかも、それも地元の意見を聞いて、県だけではなくて、日本全国を十のブロックに分けたわけです。県をまたいでブロックでどの工事を一番最優先すべきかということを、そのブロックの知事さん、あるいは政令指定都市の市長さん、財界で決めてくださいということが、今まで国土交通省が上から持つていてるものと違つてくるということが私は大きな変化だと思いますし、また、それを今進行中であるということが言えると思っています。

○玉置委員 今のお話、伺いながら、静岡空港と神戸空港、これが何で許可されたんだろうと非常に不思議なんですね。

神戸はすぐ横に伊丹があります。それから関空があります。それから四国にもありますよね。非常に混雑した中での空港なんです。静岡空港は、確かに空港のない距離が一番長いところにあるわけですね。ということですが、しかし高速道路と新幹線があります。ということを考えると、では、あの人たちはどこへ行くんだろう、何か五十分人は北海道へ行くとかいう話があつて、本当にいなという話をしているんですけれども。

やはり総合交通体系とその必要度という面から見ると、まだそういう、私たちから見るとむだなんですね。地元の方は賛成と反対が分かれて、反対の方がが多いんですかね。三分の二が反対で、三分の一が賛成というふうなところへ何で許可されたんだというのがあるんですね。

それともう一つは、今度問題になつています道路公団ほかの民営化の話。これも、本四架橋は民営化したらとてもやつていけない、この負担が、要するに償還だけで食われてしまうわけですね。

では、道路公团そのものも、例えば五十兆円近い借入金の返済を考えていきますと、単なる民営化ではなくなかなか済まないだろうというふうに思いますが、それから、先ほどの高速道路の無料化の話、あれも無料の部分と有料の部分を明記して、そしてその地方に役立つようについて僕らは考えているわけですけれども、その辺がいろいろ聞違つて伝えられるわけです。

この辺を考えていきますと、なかなか総合的な交通体系という部分と地元要望との差をまだまだ埋めていないといいますか、要するに、どうしても地元要望に引きずられて財政上悪い方向に向かっているんじゃないかという心配があります。その辺をちょっとお答えいただきたい。

神戸と、特に静岡ですね。なぜ、それを聞いたから悪いかもわかりませんが、そういう方向が若干違うんじゃないですかということですね。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○屬國務大臣　どうして事業認可したのかとおっしゃいましたけれども、これは私の就任前のことですございまので、だれが認可したなんということとは、私は言いたくありません。

そして、この委員会でも本四の話も随分出ました。なぜ三本いつたのかということで、私もそのときは政治判断が間違つているとはつきり申しました。あれはまず二本つくつて、その一本の橋のお金で四国一巡の高速道路を連結してつくるべきであったということを、私は自民党的部会で言つて、そのことも申しました。けれども、それは多勢に無勢で、そのときの政治判断で三本一挙につくつてしまつて、今につちもさつちもいかないということで一兆三千億という国費を投入しなければならないというところで来ました。

けれども、それはさておいて、今、空港の問題もお返事いただきたいという玉置議員の御説明で、すけれども、私が申し上げておりますのは、事業認可是したけれども、事業評価制度というものを平成十年から特に国土交通省は取り入れておりま

す。そして、静岡空港の評価制度を下すのが本年でございます。ちょうど計画して十年目というのことは我々は知らないでいましたし、また、万博ということで、静岡は果たしてどうなのか。

けれども、玉置議員も長くいらっしゃいますから御存じでしようけれども、国会で一県一空港と言つた時代がありました、高度成長期に。この狭い日本で四十七都道府県一県一空港飛び上がつたらすぐおりなきやいけないような、そんなことがまじめな顔で、国會議員の中から一県一空港要望というのが出ました。そのときにも一県一医大ということも言われました。けれども、今、日本じゅうで九十四の空港が、離島も含めてござります。果たして、道路の特定財源と同じです、空港特会で全部お金を着陸料で集めて、そして、経営的にはここにつくつても採算性がとれないなと思うところでもつくつたんですね。

ただ、今言つておりますことは、評価制度を導入して、静岡空港も本年、十年目ですから、今後工事を続けるか続かないかという判断がことし中に行われるということで、評価委員会もございますから、私の口から今、中断するとかしないとかは言えませんけれども、本年が決着の年であるということだけは一点言えます。

それから、関西空港の三空港の話が、今玉置委員からも言えということでござりますけれども、これは私の持論でございまして、何としても安全性ということは一番大事だということを、国土交通省、言っています。関空の空域と伊丹空港の空域と、そのすき間を縫つて、神戸空港なんですね。関空と伊丹空港の空域がほとんど重なりつつあるようすき間を縫つて、神戸空港の空域、パイロットの皆さんにも聞きました。とても自信がないと

言うんですね。そして、コミュニターで貨物を主体にしたい。

私は、それはおかしいんじゃないか。安全性の面から見ても、また、閑空をつくるときに神戸は要らないと言つたにもかかわらず、閑空ができる上がつて、今度は空港と言い出したんです。そして、御存じのとおり、伊丹空港は、閑空ができたときには伊丹を廃止すると一筆書いてあるんですよ。果たして、それをいいと言つたのはだれかは、私も名前は言いません。

けれども、閑空ができたときは伊丹を廃止しますと書いてあって、しかも、伊丹空港に、今まで空港整備費というのは千百十億円です。ところが、千百十億円の伊丹の整備費、一方、周辺整備機構、周りの皆さん方に、騒音がうるさいから二重窓にしましよう、窓を閉めたら冷暖房つけましようといったお金が六千三百三十四億円です。五倍以上の、周辺整備機構が皆さん方に払つて、空港が五分の一しか整備費を使つていない。今も一年間に八十億から百億近い整備費を払つています、本体よりも。それでは日本の国の空港の着陸料が安くなるわけがないんです。

だったら、私は、いつそ神戸に、そういうのを本格的に空港にして、閑空と神戸の空港とを海底で結んだら十五分です。それこそ国際線と国内線の乗りかえにお金も時間も距離も要らないといふ、これが将来の日本の国際線のあり方ではないかというのが私の意見でございます。

そのとおりいくとは思いませんけれども、そういう議論も今までタブー視されてきたということは私はあえて言わせていただきたいと思つておりますし、これによつて議論が沸騰してますけれども、私は議論していくべきことが一番あります。そういう意味では、むだだとおつしやるところを切るという勇気ある政治判断も、この世紀がかわったときには、選択肢とし

てどうしても、政治家が、政治家で間違つてつくつた橋であつたり空港があるのであれば、政治判断で解決するしかないと思つておりますので、ぜひ御論議に供していただきたいと思つています。

○玉置委員 できてしまつて、その費用は国民にツケ回しされるということで、大変な高額なまだ遣いだつたと私も思います。しかし、できてしまつて、自動車の数は、昭和四十年、八百十二万台ぐらいございました。これが、三十七年たちました我々政治家の仕事でもあるというふうに思います。

今回のことと若干違いますけれども、國が民間に委託をして、もうかなりの件数の処理をしながら、かなりうまくいっているという一つの事例で、自動車の検査があるわけですね。その自動車検査がもう相当数、民間委託になつてゐると思いますが、現在の状況と、それから、國がタッチされている人数ですね、検査員の数とかあるいは検査場の箇所とか、その辺の変化について、今どうなつてゐるかということをお伺いしたい

○丸山政府参考人 車検制度の民間委託についてお尋ねがございました。

これまで、私ども、自動車検査の民間委託を含めました合理化、効率化に努めてきたところでございます。

具体的には、大きく言つて三つ。

一つは、指定自動車整備事業制度。これは、巷間、民間車検と言われているものであります。制度

度自身ができましたのが昭和三十七年でございま

す。十四年度について見ますと、継続検査いわゆる一般の方が新しい自動車を買われ、最初は三年、次は二年ごとに検査を受ける、その継続検査につきましては、民間車検の割合は七〇・八%

といふことになつております。

二つ目は、國の検査コース自身の合理化でござります。自動方式総合検査機器というものを平成元年から順次導入いたしまして、検査の合理化を図つてゐるということござります。

それから、平成十四年七月には、中央省庁改革先ほど玉置議員の方からも、今の日本の経済状

を受けまして、検査は独立行政法人化をいたしましたところでございます。

それで、どのような人数で、何カ所でやつておられるかということがございますが、ただいま申し上げましたような措置を講ずることによりまし

て、自動車の数は、昭和四十年、八百十二万台ぐら

いございました。これが、三十七年たちました平成十四年には七千七百万台ぐらいでございま

す。車の数は九・五倍になつておりますけれども、検査員は、八百二十四名が九百六十八名と

いうことで、二割しかふえていないということ

ちなみに、検査場の数は、現在、全国で九十三カ所でございます。

○玉置委員 今は、こういう外部委託の関係についてお尋ねがございました。

これまで、私ども、自動車検査の民間委託を

含めました合理化、効率化に努めてきたところでございます。

一つは、指定自動車整備事業制度。これは、巷間、民間車検と言われているものであります。制

度自身ができましたのが昭和三十七年でございま

す。十四年度について見ますと、継続検査いわ

ゆる一般の方が新しい自動車を買われ、最初は

三年、次は二年ごとに検査を受ける、その継続検

査につきましては、民間車検の割合は七〇・八%

といふことになつております。

玉置議員に引き続きまして、本日議案となつております法律案につきまして、大臣を初め副大臣等々に幾つかお聞きしたいかと思います。よろしくお願いいたします。

何度も大臣からお聞かせいただいている点もあ

りますが、何回も言わせるなどおつしやるかと思いますが、何回も言わせるなどおつしや

るかと思いますが、何回も言わせるなどおつしや

らず、もう一度整理する意味でお話しただけれども、じや、ぶつ

くお願いいたします。

そういうものをこの機会に、先ほど申し上げたように、きつちり國が関与していくものと、い

てください、また、その中間もあると思うんですね。民間に持つていても国が少しづつ、ちょっと

手を添えていい方向へ持つていく第三の道といふものもあるんじやないかと思うんです。

そういう中で、今回、さまざま見直しをさ

れているわけでござりますけれども、じや、ぶつ

ちやけた話、これをやることによって、國土交通省関係のものが具体的にどう効果を發揮していく

のか。今、大臣はどんなふうにお考えになつてい

況に照らし合わせて、できるだけ民間でできるところは民間でやつていくんだというお話を承りました。私も、そのとおりだと思います。

ただ一方で、時代の流れとともに国がきつちり規制をかけなければいけない、今まで野放しになつていたところでも国が規制をかける、あるいは監視をすることが國民にとつていい分野もまた出てくるんじゃないいか。

重要なことは、その時代に合わせて常に見直していく、一番いいシステムは何だという絶え間ない努力をしていくことが一番重要なことです。これまで、一回決めたからこれは全部民間でいいんだ、これは一回国でやると決めたから国でいいんだ、こういう硬直した考えが一番だめなんじやないかな。うなづいていただいておりますので、多分、大臣もそういうお考えには賛同していただ

けるかと思うんです。

それで、今まで、いわゆる公益事業、公益法人は、不特定多数の利益となる事業という定義を受けています。そして、営利を目的としない非営利法人で、民法第三十四条の規定に基づいて、当該法人の目的に關する事務掌握をし

ているものという定義があるわけでございます。

今現在、それが二万六千、國が関与しているもの

が七千、残りが一万九千あるわけでございますが、それが都道府県の所管になつてているというこ

とでございます。

らっしゃるのか、お聞かせいただければありがたいなと思います。

○**國務大臣** 先ほどから玉置議員とも御論議いたしましたけれども、昨年の三月、閣議決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画として行つていこうということで、この法案の提出にもつながつていています。

今、伴野議員がおっしゃいましたように、官僚することは官僚民間でできることは民間にゆだねる、これはごく当たり前のことだつたんですね。ですけれども、物によつては、ある程度規制をかけ方がいいところもあるんじゃないかな。また、規制をかけなければ安全性が保たれないというようなものもある、それはおっしゃるとおりでございます。

けれども、我々はこの閣議決定されたものに対して、公益法人に対しまして、国の関与の透明化、そしてまたこれの合理化を図つていく、これは当然のこととござりますので、今回もその意味で、御存じのとおり、十二の国土交通省法律がございましたけれども、国から指定された公益法人を今後は登録機関に移行していくこうということが基本でございます。

今回の法律改正の具体的な効果を今おっしゃいましたけれども、じゃ、効果としてどういうことが挙がるか。

一つには、事務事業の一部を民間の責任にゆだねることによって、行政事務の一層のスマート化が図られる、これは一番大きなことであろうと私は思います。

二つ目には、これまで公益法人等が独占してきた検査とか、今お話をございました検定、そういうものの実施を登録機関として他の民間法人等にも開放できるじゃないか、もつとやりたい人はいっぱいいるんだということで、これを開放するということが、自由な経済社会活動の実現というこ

とに大事なことであろうと私は思います。これが二つ目でございます。

三つ目には、複数の登録機関が競争の中でみずから創意工夫によつて、国では知恵が出ないよ

うなところにも、国民のニーズに応じたさまざまなかれども、常に、ある面厳しい目でやり過ぎてもいけないんだと思うんです。今度は、ネグレクトじゃないですが、全く無視しても

とで、私は、国民の利便性がより向上し、満たされるのではないか。

この三点が今後、この法案によって大きな具体的な効果として出てくるのであろうと私は思つております。

○**伴野委員** ゼひ、そういう効果が、今回の関係法人から、あるいはこれから登録していく法人等々を見られることを期待しております。

続きまして、今回のこの法案でございますが、平たく言えば、国が今まで指定していた公益法人から、その事務事業を行う、登録をすればそれができるというシステムへ変わる。いま一つは、登録する基準をきっちりと法律で公平公正にかつ中立性を確保しながら定めていくということだと思います。

確かに、今まで国がどんどんと上から指定している、そこだけしかできないよといったものを、それなりの要件を満たせば、どんどん皆さんやってください、そこでいい知恵を出し合おうじやありませんかといふのは、非常にいいことだと思います。

登録をするときには、恣意的なものが入らないか。いい意味での恣意的に入るのならないんです

が、公平公正さが本当に確保されるのか、中立性が本当に確保されるのか、この辺がやはりどうしても今後重要な点つくるところではないか。こ

こが、言つてみればこの法案の肝になつてくるわけだ、と思うんですね。

一つの事業をしよう、一つの仕事をしようとするわけですから、当然、そういうある程度の要件を満たすというのは、これは別にほかの民間会社でも一緒にそれで、最初からぶれたり仕事もできないような組織をつくるのは、どちらかというと無責任なお話であつて、それをどうチエックしないか。さらに、今これは入り口のお話で、登録とい

なくて、どういうタームでチェックしていくのかの余地を少しは排除しなければいけませんけれども、より高い透明性が必要であるということで、

私たちにはこの法律を提出し、なおかつ、参入する皆さん方にそのことを明記し、確認したいと思つています。

○**伴野委員** ゼひゼひ、その方向性で御尽力いただけだと思うわけでございます。

これは多分、日本の社会全般だと思ひますか。

○**國務大臣** 今御質問になりました今回の登録制度というものに対して、登録を受けるための詳細かつ十分な基準を法律で明記してございます。これはもう伴野議員御承知だと思いますけれども、改めてこの二つの要件というものをぜひ御理解いただきたい。また、今後参入しようという人たちも、ぜひこの点を重視していただきたいと私は思います。

まず一点は、能力要件として、設備とか要員等について一定の基準を定める。何が一定の基準かといいますと、例えば検査等のときに必要な機械、機器の名称でありますとか、そういう要員についての経験と学歴等々が十分に能力的にあるかどうかということが大事な点だと思つています。

二つ目には、今おっしゃいましたように、公正中立性。これに関しましては、要件として、検査を受検する事業者との間の支配関係が存在しないこと。これはよくあることなんですか、要件としてきちんと定められていています。

三つ目は、これも日本の社会の一つの顕著なシステムにしていただきたい。入り口のところでもう規制をしてしまうようなことだけはぜひな

ならないような登録にしていただきたい。いま一つは、これも日本の社会の一つの顕著なシステムにしていただきたい。

そのあたり、自分の努力でステップ・バイ・ステップで獲得していくようなシステム、未経験者でも、自分で経験を積んで獲得していくようなシステムにしていただきたい。

等の維持を図るためには、行政による裁量の余地を少しは排除しなければいけませんけれども、より高い透明性が必要であるということで、私たちにはこの法律を提出し、なおかつ、参入する皆さん方にそのことを明記し、確認したいと思つています。

○**伴野委員** ゼひゼひ、その方向性で御尽力いただけと思うわけでございます。

これは多分、日本の社会全般だと思ひますか。

○**國務大臣** 今御質問になりました今回の登録制度というものに対して、登録を受けるための詳

細かく、そんなどうな資格といいますか登録要件

というのは建設業界初めいろいろ散見されるんですね。ある指名に入ろうとするとき過去に指名をした経験があるとか、あるいは先ほど申し上げたように、まだ大学に一度も入ったことのないよう

な高校生に、大学で勉強した経験があることがそのままに大学に入る要件であるというような、非常に矛盾したような点がある。

そのあたり、自分の努力でステップ・バイ・ステップで獲得していくようなシステム、未経験者でも、自分で経験を積んで獲得していくよう

なシステムにしていただきたい。入り口のところでもう規制をしてしまうようなことだけはぜひな

ならないような登録にしていただきたい。

いま一つは、これも日本の社会の一つの顕著なシステムにしていただきたい。

例のかもしだせんが、一度失敗した人が再度挑戦していく部分が結構あります。知つていてやらなかつたとか、知つていて悪意に満ちて何かをやつたというような人はそのところから多少

フェードアウトしていただく部分というものは必要だとは思うんですけど、ただ、それがもう非常に単純な不注意とか過失とか勉強不足というような程

度のもの場合は、やはり再チャレンジできるシステムにしてあげるべきじゃないかなと思いますので、そのあたりなんかもぜひ見直していただければな、そんなふうに思います。

さらに、今これは入り口のお話で、登録という部分だったわけございますが、登録も重要な

されけれども、例えば、自動車免許に例えて言いますと、今どういう運転技能を持つてゐるかの方々がよほど重要でございまして、過去、十年前に、非常に視力もよくて体も健康で俊敏に事故にも対応できるという時点で免許を取つた。しかし、それが十年後、場合によつては八年ぐらい車に乗らなくて、最近やつと乗つたというような場合もあるでしようし、どうも日本は、資格試験制度といふのは、どうしても、そのとき取つてしまえば後はフリー・パスだよというのに近いところがござります。

やはり重要なのは、今どういう実力を持つてゐるかということが一番重要でございまして、ですから、これはまた余りそこに力を入れ過ぎてしまつてもだめなんだと思うんですが、少しずつ、最初に登録されてからこれがどうなつていくんだという、成長の記録じゃないんですが、それはどちらがいいのチームで見ていくかというのも一つはあるんでしようけれども、このあたり、継続的にどう、監視という言葉はよくないと思ひますが、温かい目で見ていくか、このあたりはいかがでしょう。

○扇国務大臣 適切な検査でありますとかあるいは検定という、その事業をしていく上に、今おつしやつた適切な、あるいは、ここは、ここへいけば間違ひがないという資格、まあ資格審査というのも、最初に審査したら、今おつしやつたように後づつといひんですかということでも困りますので、今回の場合は、登録については一定期間ごとに更新制を導入する。運転免許証と同じような、一定の期間で更新制を導入するということで、登録機関に対する公正な検査実施の義務づけ、これがどうしても必要である。今おつしやつたとおりでございますので、そういう意味では、登録基準への適合命令、これが出来るようにするというところでございます。

それからもう一つ、今おつしやつた公正中立性というふうなことを欠いてはいけないというふうなことは、改善命令とそれから登録の取り消しができ

る。それでなければ、不適格、不適正な人がなつたのでも困りますので、その点は取り消しもできます。

○伴野委員 道路交通法と多少違いますので余りいいかげんなことも言えないんですが、やはり実際、その人が現実にどう運転できるかというのが重要なわけございまして、運転させてみないといわからないところもありますので、ぜひ、入り口も大事ですが、どうその人が育つしていくか、そのあたりにも着目していただきながら全体のシステムを整えていただければ、そんなふうに思います。

では、その全般のお話から、時間の許す限り、細部の一つ一つを見せていただきながら質問をさせていただければと思ひます。

まず、建設業に関連するようなところで質問をさせていただきたいと思うわけでござりますが、私は、建設業全体をこの時期に一回見直すことも必要ではないかな。

それは、高度成長期時代から日本を引っ張つてきた非常に優秀な集団であつたことは間違いないわけでございまして、ただ、それが時代のニーズに本当に合つてゐるのかどうか。それから、実際、例えば今まで六十万食つていていた業界でこれから五十万しか食つていけないのだったら、その十万はどうするんだ。これを考へるのはやはり政治家だと思いますのでございません。そういう中で、例えば経営状況分析がどういう意味合いがあり、また、今後努力、模索をしているというのは先生おつしやるところです。そういう中で、例えば経営状況分析がどういう意味合いがあり、また、今後どうしていくかということです。

○三沢政府参考人 今、非常に建設業全体として状況が変化をしている中で、各企業ともいろいろ努力、模索をしているというのは先生おつしやるところです。そういう中で、例えば経営状況分析がどういう意味合いがあり、また、今後どうしていくかということです。

ただ、今回の改正の中で、例えば、いわゆるY評点と言つておりますけれども、経営状況分析について、必ず国が指定した法人がやらなければいけないということじやなくて、この部分については、民間も能力があるところはやつていただけるものが今まであつたわけで、今後もこれは行わ

るのは非常に重要なと思います。

しかし一方で、これによつて、先ほど申し上げたような新規の部分に少し枠がかけられていくといふに認識しております。その中の非常に大き

か。過去、やはりお上が一番優秀で、民間の技術者はまだなんだよといった時代の名残を受けている中で、建設業情報管理センターがやつて

てはいませんかというふうな氣をするんですね。そういう意味で、やはり、今回のこの法案が出される中で、建設業情報管理センターがやつてきた経営状況分析のそもそもその意味や、あるいは

今後の見直しというものを一回見直すべきでござりますし、本当にきちつとした判定が必要であれば、もう少し刑法等々の部分を見直した方がいいようなところも感ぜられますので、このあた

りますし、また、不良業者の排除ということであれば、もう少し刑法等々の部分を見直した方がいいように今後お考えになつていらっしゃるか、お聞かせいただければと思います。

○三沢政府参考人 今、非常に建設業全体としてやるもの一つの方法なのかなという気もしてお

りますし、また、不良業者の排除ということであれば、もう少し刑法等々の部分を見直した方がいいように今後お考えになつていらっしゃるか、お聞かせいただければと思います。

○三沢政府参考人 今、非常に建設業全体としてやるもの一つの方法なのかなという気もしてお

りますし、また、不良業者の排除ということであれば、もう少し刑法等々の部分を見直した方がいいように今後お考えになつていらっしゃるか、お聞かせいただければと思います。

ただ、今回の改正の中で、例えば、いわゆるY評点と言つておりますけれども、経営状況分析について、必ず国が指定した法人がやらなければいけないということじやなくて、この部分については、民間も能力があるところはやつていただけるよう、その門戸は開放する、そういう意味で認識しております。

ただ、今回の改正の中で、例えば、いわゆるY評点と言つておりますけれども、経営状況分析について、必ず国が指定した法人がやらなければいけないということじやなくて、この部分については、民間も能力があるところはやつていただけるよう、その門戸は開放する、そういう意味で認識しております。

それからもう一つ、今おつしやつた公正中立性というふうなことを欠いてはいけないというふうなことは、改善命令とそれから登録の取り消しができ

る問題であるとか入札契約法の徹底、こういったこ

とが両々相まって、もちろん全体としての質の向上、不良不適格業者の排除につながつていくといふに認識しております。その中の非常に大き

い役割として、経営事項審査制度、そのあり方に

ついては、常に不斷の点検は怠らないようにしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、これについては今後とも必要な制度だらうと

いうふうに考えております。

○伴野委員 制度自体は、私も全く必要ないと言つておられるわけではございませんで、ぜひぜひ、本來の目的に沿う形で一度見直しをしていただく部分もあるのではないかという観点でございますので、そのあたりを御理解いただきまして、適正な入札ができる、そして、しかも効率が

よく、かつ、できるだけ少ないコストで最大限のアウトプットを出していただけるようなシステムの一助になる。その目的の方で常に見直しをかけたなければ、そんなふうに思います。

続きまして、これも建設業情報管理センターさんがやつておられたお仕事の項目なわけでございますが、どうも、私自身の勉強不足もあつてか、お聞かせいただければと思います。

○三沢政府参考人 今まで余り目にしたことがなかつたものですが、どうして、この点をお聞きしたいかと思います。

建設業情報管理センターさんの中のいわゆる業務の項目の中に、調査研究、それから技術の開発

という欄があつたわけでござりますが、具体的に、これはどんな実績が今まであつたのか。また、今後どういう実績を出していかれるのか。現時点でおわかりになる範囲でお答えいただければと思

います。

○三沢政府参考人 建設業情報管理センターでござりますが、これは昭和六十二年に設立されました、今までの一番主たる業務は、先ほど先生御質問ございました経営状況分析の機関ということです。今まで指定をされていて、大体、実績でいいま

すと、年間約二十万件の経営状況分析というのをやつてきたという実績がござります。

そういう業務に加えまして、今、先生から御質

問の調査研究、それから技術開発という業務があるわけでございます。

調査研究につきましては、例えば、一番典型的に申し上げますと、建設業に係る企業の経営分析を行つて、それを発表している。これは昭和六十三年度から毎年度実施しております、建設業の経営状況について、業種別、規模別に、例えば収益性とか流動性とか健全性とか、いろいろな観点から分析を行つております。調査対象は、平成十三年度でいいますと十四万業者というので、かなりのカバー率での調査をして分析をしている。

これはどういうふうに活用されているかといいますと、調査結果について公表しております。いろいろな団体とか関係行政機関にも幅広く配布されておりますが、専門紙なんかも非常によく掲載されまして、建設業の経営状況がどうかというときに、まず一番によく引用されるのがこの資料でございます。

それから、それ以外にも、経営状況分析そのものを迅速かつ合理的に処理するためのシステムを構築するのは、これから申し上げます技術開発にさらに反映していくという仕組みになつております。

技術の開拓による見合いで申上げますと、寺

に、経営状況分析に係るシステムについて、相当くつたプログラムをさらにまた改造するということを行ってきておりまして、これによりまして、かなり審査期間の短縮化が図られる。あわせまして、審査に必要な財務諸表のチェックシステムと、いうようなものも導入しております。こういうことによつてより厳正な分析というのも行えるということことで、全体といたしまして、経営状況分析をしてくれ、こういう建設業者の方々に対するサービス水準の向上にもつながつてゐる。

それから、こういう経審の結果については、全部インターネットを含めて公表しておりますので、これについて、業者だけではなくて、発注者にも幅広く情報提供が行われているということです。

ございます。なお、インターネットでの検索件数で申しますと、平成十四年度で大体約三千三百万件ぐらいの検索がございますので、相当程度活用されているシステムかなというふうに考えて次第でございます。

○伴野委員 なお一層情報公開に努めていただきまして、やはりPRというのは非常に重要なことだと思いますので、そのあたりにも御尽力いただければ、そんなふうに思います。

こういうことを含めまして 調査研究・技術開発というのを行っているということをございます。

ルの高さを評価するということはきつちりやつて
いただいて、そこにどういう包装紙をかけるかと
いうところで、その包装紙を年間一枚、二枚、三
枚めくることによって、三回更新料を、あるいは
包装紙料を払わなきやいけないというようなもの
では絶対あつてはいけないとと思うわけでございま
すが、このあたり、今後、国の技術検定試験と法
人の登録制度とどう見直しをされていくのか。こ
のあたり、いかがでしようか。

○高木大臣政務官 ただいまの施工管理技術検定
試験の見直し等についての御質問でございますけ
れども、委員御指摘がありまつた津川議員の質問
も、私もずっと聞かせていただきました。それを
踏まえてということではありませんけれども、現

段階で、御指摘の施工管理技術検定試験、これは、建設工事の施工技術の向上を図るため、建設工事の施工に従事する者について行われる国家試験である。その上で、試験の合格者は、建設工事の現場において施工管理を行う監理技術者等として配置されており、建設工事の適正な施工の確保、さらには発注者の保護等に大きな役割を果たしているものと国土交通省としては認識をしております。

その上で、試験事務については、指定試験機関により、式典開催の乍れ、答収の採点等、これらを

○伴野委員 先ほど申し上げましたように、やはり効率的かつ厳格に行なうなど、これまでも、その適正な実施に努めてきたところでございます。

その上で、さらに、施工管理技術検定試験は、平成十四年三月に閣議決定されました公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画、これにおきまして、他の国家試験同様、現行制度を維持することとされましたことから、今回の改正における見直しは行っておりません。

今後とも、施工管理技術検定試験については、政府全体の方針を踏まえながら、改革実施計画の中に盛り込まれた事務事業の定期的検証など、適正な実施に努めてまいりたい、このように考えております。

り、国家資格というのはいい意味では非常にステータスになるものでございまして、これはほんの国家資格もそうだと思いますが、いろいろな、その人が自分で夢を実現していくための励みにもなるものでございますので、ぜひひとつ、このあた

一方で、先ほど申し上げたように、やはりペーパードライバーであつてはいけない。もう十年もほとんどその業務に携わっていないのに、免除されれば同じだというのも、これまた、ある面不¹だきたいと思うわけでございます。

公平でございます。十年間その資格を持つて頑張ってきた何とか技術者と、ほとんど、その資格だけを取つて、毎年登録だけ払つていて、それで、十年ですよ、同じ十年選手ですよというの私は、これはある面、公平のよう見えて不公平だと思うんですね。これをどう見ていくかだと思うんですが、このあたりにもぜひ心を碎いていただきたい。また、一方で、先ほど申し上げたような包装紙の世界はもうそろそろ見直してもいいんじゃないかなという気もいたしております。

続きまして、話題を少し観光の方に移らせていただきます。

今回、私が担当させていただいた法案の関係箇所を幾つか見せていただいたわけでござりますが、その中でも、これは何であつたんだろうと思うものがありまして、その中の一つに、特定地域に限定した通訳案内制度、そもそも本当に必要なのかどうかというところですね。

それで、何か人数なんかも聞いてみますと、えつ、そんな人数しかいなかつたのというような登録制度であつたようなわけでございますが、まず、本当にこれはなぜ必要だつたのか。特定地域に限定した通訳案内制度、これが本当に、その時代に必要だつたなんて言われてしまえばそれまでなんですが、なぜ必要だつたのかというのと、もしそれが目的に合うものでなかつたら、なぜ目的が達成できなかつたのか。今回、どうして廃止に

至つたのか。そのあたりのところをお聞かせいただければと思います。

○三沢政府参考人 まず、なぜ創設されたかといふことでござりますけれども、特定地域に限定した通訳案内業者数が非常に少ない地域がある。特に、言語別に見てみますと、例えば中国とか韓国の中訳の方というのは非常に不足している。こういうことで、地域を限定して、そのかわりに、いわゆる語学試験と人物考査試験まではきちっと受かっていたただくけれども、いわゆる知識の部分、歴史とか地理の知識の部分についてはやや緩和したよう、そういう通訳の免許を与えるというふうに設けられた制度でございます。

それで、先生御指摘のとおり、この実績は、地域の指定では九州が一地域だけ指定されておりまして、特に、免許の保有者は九名ということで、非常に数が少ない。要するに、利用されていないというのが現状でございます。

それは、そもそもどういう理由でこうなったのかといふことでござりますけれども、一つは、観光旅行について、やはり、もう今コストをできるだけ低減しながらやっていくということから、大体、添乗員と通訳が一人の方がずっと一貫してやるというのが普通の形態になりつつあります。そうしますと、通常のツアーの行程では、到着した空港の出迎えから観光地の案内から見送りまで一人の方がずっとついていく。そうしますと、ツアーの行程の一部だけしか、ある地域でしか関与しないという方の二一ズというのが、やはり今の状況から見ると、もう余りないのではないかということ。

それから、外国人旅行者の方が非常に増加はしておりますけれども、その特徴としては、やはり大都市とその周辺というのに行かれるというケースが非常に多いということ。それから、ある、例えば九州なら九州というところに行かれる場合でも、やはり、一たん東京あるいは大阪に着かれて、そこから九州に行かれる、そういうケースが

通常ですので、そうしますと、特定の地域だけの知識ということではなくて、全国的な知識が必要なのではないかということでございます。

したがいまして、今回、この特定地域限定の通訳の制度は廃止をいたしまして、むしろ、全国的に見て通訳案内業者が不足しているという現状にかんがみまして、通訳案内業法に係る試験制度そのものを見直して、合格者数というのをもつとふやしていくということを検討すべきじゃないか、こういう趣旨から、今回、地域限定通訳案内業制度を廃止するということにしたのでございます。

○伴野委員 見直しの方向性はそのとおりだと思いますが、やはり、これに限らず、時代の要請に合った見直しを今後とも続けていただきたいと思います。

それから、この通訳案内業者自体といふのは、おっしゃるとおり、本当に不足していると私は思っています。ここにもう少しモチベーションがかっていくような何かシステムを今後ともお考えいただければ、そんなふうに思っております。

では、続きまして、観光に関連するところで、これは一つの提案に近いようなところなんだと思います。これはもちろん、いろいろ難しい問題もございまして、例えば旅館なんかの場合ですと、例えば接客態度みたいなソフトのサービス面が非常に大きいやエートなんですが、正直言つて、その時々の従業員によって客観的な評価がなかなか難しいとか、あるいは、同じ旅館・ホテルという名前のものでも施設の形態は非常に多様であるというようになりますが、ただ、ランギングを一つでも上げることによって、サービスが向上される、しかも従業員のステータス、気持ちも、モチベーションも高まっていく、それがさらに、旅行をされるお客様の楽しみもまたふえていく。余り、すべてがよくなっているようなシステムはないのかもしれません。ぜひ、そういうようなことをまたお考えいただければ、そんなふうに思います。

ただ、旅行者の側からは、やはりそういうきめ細かい評価・情報が欲しいということは非常によくわかるわけでございますので、そこは、先生がおっしゃいますように、例えば、利用者の評価を集積して、それが一つのものになつていくような、何か評価制度のようなものも考えられないかというアイデアもございます。これについては、そういう意味で、ちょっとこれから課題としていることは、国がかかるべきものにはお金を使つていいんじゃないかということで、これにつきまして幅広く検討させていただきたいというふうに考えております。

あわせて、いずれにしましても、旅行者に対する情報の提供がやはり必ずじも十分ではない規定して、というものでもないような気がするんですけどね。

何か、わくわくするようなランギングというと、ちょっと非常に漠とした言い方で失礼なんですね。例えば外国人の方ですと、もうちょっとコストが

すれども、そんなような、今までの国際観光ホテル、旅館の登録、登録してしまえば、あるいは、ハードだけ見て、べッド数がこれだけで、部屋のものではなくて、もう少し、何かソフットという意味で心配りしていただいてもいいんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、どんなふうにお考えになつてしまふのか。

○三沢政府参考人 先生おっしゃるとおり、ホテル、旅館に関して、もつときめ細かい評価が欲しいなというその気持ちは非常によく理解できるわけございます。

これはもちろん、いろいろ難しい問題もございまして、例えば旅館なんかの場合ですと、例えば接客態度みたいなソフトのサービス面が非常に大きいやエートなんですが、正直言つて、その時々の従業員によって客観的な評価がなかなか難しいとか、あるいは、同じ旅館・ホテルという名前のものでも施設の形態は非常に多様であるというようになりますが、ただ、ランギングを一つでも上げることによって、サービスが向上される、しかも従業員のステータス、気持ちも、モチベーションも高まっていく、それがさらに、旅行をされるお客様の楽しみもまたふえていく。余り、すべてがよくなっているようなシステムはないのかもしれません。ぜひ、そういうようなことをまたお考えいただければ、そんなふうに思います。

では、せつかく観光のお話をさせていただいておりますので、これは少し耳の痛い話になるのかもしれませんが、観光関連でちょっと気になつてることを幾つか質問させていただきたいと思います。

これは質問ではないですが、一つは、今回、大臣も肝いりで、ビジット・ジャパン・キャンペーントですか、これをやりたいだいているわけでございまして、やはり先立つものも必要だと思ふんですね。

これは、予算なんかを見ていますと、各国に比べて日本のいわゆる観光振興にかかっているお金というものは、国の規模からするともつとあつてもいいんじゃないかな。この非常に財政難のときに、そこだけお金をかけるというわけにはいかないとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。私は、今の時代、特化させるべきものにはお金をかけていく時代ではないかなと思うわけでござい

その中で、やはり観光産業というのはトータルな総合産業でもございますし、日本はこれからまだその分野で伸びていく余地を持つてくるわけでございますので、投資効果があるわけでござりますので、ぜひ大臣もこのあたりのところに手厚い予算をつけていただけますよう、お願ひをしたいなと思うわけでございますが、一方で、どうしてもやはり、過去、日本の観光産業あるいは観光振興というものを考えた場合に、箱物やあるいはハードに頼り過ぎていたところはなかつたのかなど。

顕著な例と言うとちょっと関係者に失礼な例になつてしまふかも知れませんが、私も期待していなかったハウステンボスが非常に残念な結果になつてゐるんじやないのかな。これは今、会社更生の申請を受けて、今後の見通しがどうなるのか図られるところでござります。これはひとつ、総合保養地域整備法をバックに行われた開発であるわけでござりますけれども、私としても、東京ディズニーランドを初めハウステンボスやこういうアミューズメント、嫌いな方ではないわけでございまして、何とかうまい方向へ行つてもらえないものかな。みんなで知恵を出し合つて、せつかくやりかけた事業なわけでございますから、皆がハッピーランドになる知恵を出し合うことも必要じゃないか。ただ、ずるずる当てもなくやつていくのも、これも問題なのかな。このあたり、今どんなふうにお考えになつていらっしゃるのか、お聞かせいただければ。

○澤井政府参考人 ただいまのリゾート法でござ

いますが、全国で最近いろいろな事例があつて、円滑にいつているものもあれば、円滑にいかなくなつていてるものもあるということを踏まえて、私どもは最近、政策評価を実施いたしました。結果余暇活動の質、量、両面の変化があつて、そいつた変化についていけずに、実際の需要に比べて過大な投資が行われて、経営が円滑に行われなくなつた事例もありますが、一方で、来訪者の二一ズを踏まえて、創意工夫を凝らした取り組みに

よつて成果を上げている例もあるということが言えると思つております。地域によつてさまざまです。こうした各地の取り組みの具体的な教訓なり反省なり、あるいはその成果、そういうたものを踏まえまして、私どもでは、一般的に今後実現性の乏しい基本構想自体の廃止を含めた抜本的な見直しと、それから各道府県の基本構想自体について定期的な政策評価が必要であるというふうに考えておりまして、その上で、観光振興あるいは地域間交流の拡大のための魅力ある地域づくりに向かって、これからも一定の役割を果たすべきものと考えております。

その中で、長崎県のハウステンボスでござりますが、今年二月に会社更生法の適用申請に至つております。四月三十日に更生手続の開始が決定されたものと承知しております。なお、施設は、御承知と思いますが、現在も引き続き営業され、雇用も継続されている状況であります。

ハウステンボス自体について申し上げますと、

その経済効果が県内総生産の約五%というかなり大きなウエートを占めているという調査もあるなど、長崎県観光の中核施設になつていると認識しております。

このため、県におきましても、緊急対策本部を二月に立ち上げまして、ハウステンボスを支援する県民運動、あるいは営業継続を宣伝する、東京を初め全国に、営業しているということを宣伝するなどの取り組みを県でも今懸命にしておられます。この更生手続自体につきましては、今後、支援企業の選定とか更生計画案の策定などがこれから進められるというところと聞いておりまして、関係者の努力により一日も早く再建されることを私どもも期待しているところでございます。

○伴野委員 昨年の十一月二十七日に私自身も観光振興に関する質問主意書というのを出させていただきました。きつちりと政策評価をしていくという回答をいただいております。

観光産業は何ぞやといいますと、いろいろな考え方があるかもしれません、文明といいうのはなかなか観光産業になりにくいのかなという気持ちでございますので、このあたりのところと聞いておりまして、その中で、今最後の方にございました、きつちりと政策評価をしていくという

法律がというか、新しくチャレンジした法律が悪くせに悪いところばかりぶつたたいて、すべての法律がというか、新しくチャレンジした法律が悪いことを言う人もいらっしゃいます。

一方で、それがなぜごつちやになつちゃうかということは、やはり政策評価をきつちりやつてないということは一つ原因があつて、いいことはいい、悪いことは悪い、いいことはどんどんアピールしていただき、悪いところも包み隠さず、こんな失敗がありました、だから次からは失敗しないようにしましようねということは非常に重要なことでございます。

私自身は、成果を出すこととチャレンジすることというのは同等ぐらい重要なことだと思っておりますので、ぜひ政策評価をきつちりしていただきますて、こんな悪いこともあつたよ、だけれども、こんな失敗もしちゃつた、こんな失敗は今後絶対しないよう頑張りますというような政策評価の集計が出てくることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、少しお時間をいただいているようございますので、あと二、三、観光に関する質問をさせていただきたいと思います。

観光産業は何ぞやといいますと、いろいろな考

え方があるかもしれません、文明といいうのはな

かなか観光産業になりにくいのかなという気持ち

がなかなかあるかも知れませんが、どうもそこばかりに対し

てぶつたたく、いいところはなかなか評価しない

ぜひこの観点、重要な事項でございまして、日本

の社会というのはまだ減点社会でございまして、私自身、これは持論なんですけれども、結果

を出すということと同じぐらい、チャレンジをす

るということは重要だと思います。でも、ま

だ日本の社会というのは、すぐ失敗をしたところをほじくり返すと言つてはマスコミに対してあれ

ながらも知れませんが、どうもそこばかりに対し

てぶつたたく、いいところはなかなか評価しない

くせに悪いところばかりぶつたたいて、すべての

法律がというか、新しくチャレンジした法律が悪

また、小泉内閣としても、そういう意味で、初めて観光に関する関係閣僚會議本部を立ち上げた。そして、今おつしやいましたように、ビジット・ジャパン元年ということで、ビジット・ジャパンという名前はどうかということは別としても、要するに観光にスポットを当てるということに内閣として取り組んだというのは初めてのことだと思います。それほど今まで観光というものに日が当たつていなかつた。

また、これだけ日本は外国にないすばらしい文化化、そしてそれの世界遺産も持っていますし、それぞれの重要な文化もあるし、日本でしかないものもあるにもかかわらず、その一貫した宣伝方法がとられていないなかつたということが、今おつしやつた閉鎖的だというのか閉鎖的だつたから文化が守られたか、これは卵と鶏の話でさておきまして、現実的に、今申しました二十一世紀の第三次産業の観光の育成というものに関しては、私は、重要な取り組みをしなければならない、また、するべきであろうというふうに考えております。

そういう意味では、今の観光というものの経済効果といふものはどれくらいあるかということは、少なくとも生産効果といふのは約五十兆円あるという試算もされております。また、雇用効果というのは、四百万人の雇用創出効果がある。これも数字の上ですから、これを信じる信じないは別としても、過大だといつてもそれに近い効果はあることはあるんですね。それを私たちにはしきやいけない。

今、伴野議員がお口になさいましたけれども、日本のサラリーマンは大体平均十八日間、一年間に有給休暇をとつてもいいといふに言われているんですけれども、これは、調査しましたら、十八日間の有給休暇のうち日本人が現在使用している有給休暇は半分の九日間。せいぜい半分しかとつていなんですね。とつていない理由は、今おつしやいましたけれども、子供と親の休暇が統一してとれない。子供は夏休みと春休みとお正月しかないということで、有給休暇十八日間を十分に

活用できないというところにも大きな原因もあるわけでございます。

そこで、休暇が十八日間全部とれたらどれくらいあるんだろうか。今は九〇%ですから、今言つた親と子供と一緒に旅行できるというときは一定の時期に集中されますから一定の混雑が見られます。おかげで、夏休み料金とか春休み料金とかつて、ふだんより料金が高いんですね。混雑して、そして高い料金で、なおかつ時間も空費して、そして疲れるということも現実的には出ておりますので、そういう意味では、今回は改めてこの休暇の取得促進、そういうものを図つていただきたい、こういう機会を提供したいということで、それによつて旅行費用の低廉化も図れるということです。

この十八日間という完全有給休暇消費、これをしますと、年次休暇の完全実施において経済波及効果が約十一兆八千億円、雇用創出効果は約百四十万人、これも十八日間有給休暇をとつていたら、ただくだけでこれだけ効果があるという数字も出ています。そういう意味では、これは文科省とも連携をして、そのための大臣が出席したビジット・ジャパン元年の組織でござりますので、こういうことも配慮して、時差休暇の取得が可能かどうか、学校の休暇の活用も、あるいは時差ができるのかどうか、その辺のところもこれは閣僚會議で重ねて検討していくべき大きな価値があろうと思つてしています。

○伴野議員 外国人観光客の誘致も非常に重要でございますが、国内観光旅行の振興、発展というのも非常に重要なことでござりますので、一億二千万人が観光観光と言つていて、会社や学校が閑古鳥が鳴いているというのもちょっと問題ではございますけれども、ぜひぜひ、そんな啓蒙も含めて観光産業振興にお努めいただければ、そんなふうに思います。

最後に、もうお昼も過ぎておりますので最後の質問にしたいと思いますけれども、これも一つの私の勝手な個人的な提案でございますので、どん

なふうにお考えになつているかお聞かせいただければいいというわけでございます。

ワインがブームになつた時期がございまして、今も続いているといえば一つあるわけでございますし、それから日本人が飲む量がぐつとふえたときがございました。この一つの理由は、ソムリエの活躍ですか、私の個人的な友人でもある田崎さんの活躍初め、ソムリエの活躍というのが、ワインやワイン文化、あるいは、さらにはワインの生産地の文化振興にもつながつたと思うわけでございます。

観光の部分も、いわゆる本当の観光振興のプロフェッショナルというか、外国人のお客さんを何人呼んだとかあるいは国内にどういう企画をつくったかというので評価するようなシステムがあつて、観光ソムリエみたいなものを毎年表彰するとか、何かそんなような制度もつくつてみて、観光振興のプロフェッショナルというのを育成していく、そんな政策があつてもいいような気がするんですけど、そのあたり、いかがですか。

○扇国務大臣 まず、それよりも国土交通省として、この観光倍増計画、二〇一〇年に一千万人、今五百万人ですから、倍増計画の、まず国土交通省としてしなければいけないことは何かということは、御存じのとおり、先ほども私玉置議員に申し上げました、玄関口であるという成田についてどう対処するか。

そして今、成田にいらしたらおわかりになりますけれども、国内のあのC I Qの通るのと、外国人の通るのが少ないんですね。そうすると、飛行機がおりてからあのC I Q、成田、通るだけで一時間、外人並んでいるんです。これも私たちには、言つたビジット・ジャパン・キャンペーングの元年とするなれば、まず一番最初におりて、不愉快な思いをして成田で一時間並ぶ、しかも香港やあらは上海、韓国から二時間以内で飛んできて、成田で一時間並ばざるという、これでは観光立国なんて夢の夢でございますので、そういうこと

と、C I Q、空港の通関の短時間、これを実現するということも私は大事なことだと思っていま

す。それから、さつきも玉置議員に私はお答えしました、成田から羽田に、国内線と国際線の乗り継ぎのアクセスの悪さ。これも、政治が間違つたと言わればそれまでですけれども、あるものを利用しなきやしようがないんですから、だつたら短距離で乗つてくるところは羽田でおりていただきましょうということを当然考える。それは距離で区切ればいいことですから、千六百キロとか三千キロと。

ですから、長時間のものが成田で、なおかつ、C I Qを早く通れるように。短距離で飛んでくる人は羽田を利用していただいて、羽田にも国際便の短距離はおろすというよう、私は常識的なことを常識的にやるべきであるということで初めてやっておりますけれども、そういう意味で、また今おつしやいました観光コストの高コスト是正、これも必要なことでござります。

それから、日本の観光魅力を戦略的に海外に発信していかなかった。それは、先ほど予算をおつしやいました。今度、観光ということで二十億、これは日本の予算の中で前代未聞なんです。観光予算なんてとつたこともなかつた。そして、今度、発信しようということで、日本の文化あるいは観光を外国に出そうということで、英文の紹介誌があるかというと一冊もなかつたんです。

これも、いかに今まで観光というものが日本から発信していかなかつたという証拠でございまして、これも我々は今後考えようということで、一番手近なことで、手近なことと大変失礼ですけれども、世界じゅうに出ております大使館の大天使、この大使をその地域でのビジット・ジャパンの責任者として、その国で日本の国をP Rする代表として会議を開いていただきたい、キャンペーングを張つていただきたいということで、世界じゅうに出ていらつしやる大使にこのビジット・ジャパンのキャンペーングの推進会をその国その国で開

いていただい、これを宣伝していくということ
で、海外へまずその宣伝の海外ミッションも進出
させよう。

そして、海外のテレビとか雑誌あるいは新聞等
によって、初めてPRもしようではないか。

新聞をぐらんになつたと思います。この間、盧

武鉉大統領が韓国からいらつしやいましたとき

に、日本の新聞に一面に韓国の広告が何種類か出
ました。そういうことも今まで日本はしていな
かつたということで、これも大事なことだと思つ
て、海外に向けてのPR。

そして、メディアや旅行会社の関係者をまず日
本に呼んで、こんないところがありますよとい
うこと、そういうことも宣伝していただきたいと
思つておりますし、そして、来日するツアーの指
導者を海外で育成したい、そして日本へ誘致する
ということも、やることは山ほどあつたんですね
けれども、今までそれに手つかずであつたというこ

そして、「ようこそジャパン」、日本語でようこ
そとうのをキヤッチフレーズにいたしました。
ウエルカムではなくて、日本語で「ようこそジャパ
ン」のキヤッチフレーズで、二〇一〇年、来日観光
客倍増計画の第一歩の元年であるということで頑
張りたいと思いますので、ぜひまたお知恵も拝借
して、しかも、伴野議員はJR東海に御就職です
から、お客様のことを一番よく御存じですか、
またお知恵をちょうだいしながら頑張っていきた
いと思っております。

○伴野委員 時間も参つたようでございますの
で、観光ソムリエの第一人者は大臣であつたとい
うことを忘れておりました。どうぞ頑張つていた
だきますよう、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○河合委員長 午後一時から委員会を開きま
ととし、この際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時二分開議

○河合委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。一川保夫君。

○一川委員 自由党の一川でございます。

公益法人に関するこの法案、当委員会に付託さ
れた法案としては、政府提案としては一応最後だ
と思つますけれども、今までいろいろと質疑のあ
る中で、疑問がある点を中心に伺ひていきた
いと思つております。

質問の前段として、ちょっと事実関係だけ押さ
えたいわけです。

官房長の答弁になるかもしませんけれども、
今、国土交通省所管の公益法人というのは、何か
いろいろな数字が聞こえてくるわけですけれど
も、現状、全体で幾つあって、そして、今回の法
律で対応する法人の数というのは先ほどあつたと
思つてますけれども、ここ近年、国土交通省の所
管の公益法人というのはどういう数で推移してい
るのか。そのあたり、もしおわかりだつたら、現
状、全体の姿をちょっと説明していただきたいん
です。

官房長の答弁になるかもしませんけれども、
今、国土交通省所管の公益法人というのは、何か
いろいろな数字が聞こえてくるわけですけれど
も、現状、全体で幾つあって、そして、今回の法
律で対応する法人の数というのは先ほどあつたと
思つてますけれども、ここ近年、国土交通省の所
管の公益法人というのはどういう数で推移してい
るのか。そのあたり、もしおわかりだつたら、現
状、全体の姿をちょっと説明していただきたいん
です。

○安富政府参考人 お答えいたします。

国土交通省の所管公益法人の数でございます
が、現在、千百九十一の法人になっております。

これは、本省の所管で申しますと六百四、地方の
所管で五百八十七という数字でございます。

それから、今回の法律の対象になりますのは十
九法人でございますが、いわゆる行政委託型の公
益法人というのが、現在で七十一ほどございます。

現までの推移でございますが、五年ぐらい
ちよつときかのぼつて申し上げますと、平成十年
の当時はまだ国土交通省になつておりますんでし
たので、北海道開発庁、国土庁、運輸省、建設省
を合わせまして千二百八の法人がございました。

それから、十一年には千二百十三、平成十二年に
は千二百五、平成十三年の省庁再編時におきま
しては千二百六でございます。その後、平成十三年
は千二百八、平成十四年千百九十八、平成十五年、先
づか、自己責任の基本的な考え方のもとで、そう

ほど言いました千百九十一という数字になつてお
ります。

○一川委員 そこで、大臣にちょっとお伺いする
わけですが、公益法人は特殊法人といつも
同じように議論されておりまして、平成十二年の
閣議決定、行政改革ですか、公益法人に係るよう
なことも含めた閣議決定を受けて、平成十四年に
ももうちょっと具体的な閣議決定がなされたと思
います。

そういう一連の政府の基本的な考え方を受け
て、今回こういう法律になつてきてるんだろう
と思いますが、私は、公益法人という法人組織と
いうのは、こういう法人がスタートした時点のい
ろいろな時代背景と今日的いろいろな経済社会
が変化してきてる中で、行政に対するいろいろ
なニーズも当然変化しておるわけだし、そう
いう中で、公益法人のあり方みたいなものの見直
しが十分徹底していないのではないか、そういう
印象を基本的に持つておるわけでございます。

こういった公益法人、先ほど來のいろいろな議
論の中でも、それなりの人員を抱えながらいろい
ろな仕事を当然やつておるんだうと思ひますけ
れども、今日的に見たときに、この公益法人がど
ういう役割を担つておるのかというところをもつ
とシビアにそれそれしつかりと見直す。場合によ
つては幾つかの法人を統合することも当然考え
なければならぬだろうし、先ほど答弁の中にも
含まれておきましたけれども、場合によつてはも
う一回国が直接業務を抱え込むということもあつ
ていいわけでございます。また、地方公共団体に
任せてもいいものがあるかもしませんし、民間
にゆだねてもいいものも当然あるわけでございま
す。

そういう意味で、現在に至つてはのが千百
九十一法人でございますけれども、今、一川議員
が、それらの法人でもつと強化しなきゃいけない
ものもあるんじやないか、今の法人といつもは
どういう役割を期待するのかというような、法人
のあり方自体に対するお考えもあろうと思いま
す。特に私は、今、処理したと申しましたけれど
も、政府の申し合せでは、これは三年に一回、全法
人を監査すべきであるというふうにされており
ます。政府では三年に一回なんですが、それらの法
人に対する監査を、国土交通省は、一年、前倒
しといいますか短期に、三年というのを二年で私
たちは監査し、厳しく指導しているというのが現
状でございますので、今申しましたように、その
二年に一度の厳しい監査で、休眠法人等々を含め
て三十七法人の整理合理化を既にしてきたとい
うのが経緯でございます。

いうものが必要であればやらせていくということ
がベースにありますけれども、扇大臣
としましては、公益法人という組織、今日の国土
交通省の行政を遂行する上ではこういうことを
担つてほしいという何かお考えがあるとすれば
のあたりなのか、そのあたりの基本的なところの
御説明をお願いしたい、そのように思います。

○扇国務大臣 今、一川議員の御質問で官房長が
答えを申し上げましたけれども、国土交通省所管
の公益法人、平成十年に千二百八法人ございま
したものが、現段階では、整理統合を図りまして、
そして十五年の四月現在で千百九十一法人になつ
たわけでございます。

その間に、御存じのとおり、休眠法人といいま
すか、もう所管が不明であるというような法人が
ございまして、これも整理いたしまして、十三法
人処理いたしました。また、その他、解散法人と
いうものを入れまして、営利法人への転換をした
ものが一法人ですが、全部で二十四法人を
処理いたしまして、解散しております。

そういう意味で、現在に至つてはのが千百
九十一法人でございますけれども、今、一川議員
が、それらの法人でもつと強化しなきゃいけない
ものもあるんじやないか、今の法人といつもは
どういう役割を期待するのかというような、法人
のあり方自体に対するお考えもあろうと思いま
す。特に私は、今、処理したと申しましたけれど
も、政府の申し合せでは、これは三年に一回、全法
人を監査すべきであるというふうにされており
ます。政府では三年に一回なんですが、それらの法
人に対する監査を、国土交通省は、一年、前倒
しといいますか短期に、三年というのを二年で私
たちは監査し、厳しく指導しているというのが現
状でございますので、今申しましたように、その
二年に一度の厳しい監査で、休眠法人等々を含め
て三十七法人の整理合理化を既にしてきたとい
うのが経緯でございます。

そして、今おっしゃった、法人の行つてはいる事業、これはさまざまございます。少し言わせていただきますと、主なものだけ挙げましても、経済の活性化とか都市再生それから地域の活性化、先ほどからも議題にしておりました観光の振興でありますとか、あるいは二十一世紀型のバリアフリーでありますとか、そして、まさに二十一世紀型と言われます自然環境の保全、それから国際協力的重要性、交通安全、いずれも、どれをとっても、だれが見ても公益性が高いなと思うものを少し挙げさせていただきましたけれども、今日的な意義のある事業というものを行つてることが、公益法人としての、まさに公益性という字がつくのにふさわしい法人であるうと思つております。それを發揮すべきだと思つています。

○一川委員 今大臣もおっしゃいました、まさしく公益法人ということ大事なんですねけれども、高度成長期をスタートにして、日本が割と順調に物事が進んでいた時代にこういうものがたくさんスタートしておるわけです。

そういう中で、大体同じ目的を持つたような、利害をともにするような事業者をメンバーに抱えた法人というのはたくさんあるわけですから、も、そういったところが、今日、時代背景が、経済が非常に厳しくなつてきている、そしてまた、それぞれの事業者が創意工夫を凝らして個性的に仕事をやつてもいいという時代のときに、何とも法人そのものが縛りをかけてしまつよう、お互いに運命共同体的なところがあつて、そういうような面で公益法人が逆にそれぞの民間の活動を縛つているような面も私はあるような気がするんです。

ただしかし、それは、表向きそういうことは余り議論されませんし、また、そこにいるメンバーの方々も、そういうことを公に口にするとまた厳しい面がある、そういうことを恐れて余り発言されませんけれども、実態は、本当に今、民間がそれぞれ自主的に自己責任の範囲内で事をやつしていくということからすると、この公

益法人の実質やつてはいる業務の中身をもつとしますからと点検された方がよろしいのではないかなどいうふうに私は思つております。

そこで、もう一回、また念押しのためにお聞きするわけです。

今回、十九法人を対象に、特に登録法人制の方に移行させるという中身になつてきているわけで

すけれども、これは、今回はとりえず十九法人

というふうにされたのか。いや、大体これで終わ

りだというふうに我々は認識すればいいのか。先ほど官房長も説明があつたように、相当の数の法

人を抱えていらっしゃいますけれども、今後、で

きるだけそういう制度の見直しを図つて、いろいろな改革に引き続き取り組んでいきたいというふうに考へておるのか。

何かそういったこれから先についての具体的な考え方、それから、今回の十九法人をこの改革の範囲に入れた根拠というんですか、そのところをちょっと御説明願いたいと思うんです。

○安富政府参考人 今回の登録法人制に移行する

公益法人、これは平成十四年の三月に、先ほど来

出でていますように、閣議決定されました公益法人

に対する行政の関与の在り方の実施計画に盛られ

ておるものでござります。

これは、具体的に言いますと、国から検査、検定、講習等の委託を受けている公益法人、いわゆる行政委託型の公益法人について見直しを行うも

のでございまして、中身についてはもう既に議論

されておりますので省略ますが、登録法人制度と

いう形でこれは改めるものでございます。

ただ、この閣議決定で言つております登録法人

制度は、先ほども言いましたように、七十幾つ、

行政委託型の公益法人がございまして、今回取り扱いするのは、法律的に措置しなきやいけないと

いうものでございます。法律改正をするものにつ

いては原則として平成十五年度中に実施すると

いうことがこの閣議決定で言われておりますの

で、今回、この十九法人について法律改正を出し

ておるというものです。

そのほか、いわゆる本法律案で措置していな

い行政委託型の公益法人、実は、今後措置が必要

なものとしては、指定公益法人、五十六法人ござ

いませんが、これらは一部まだ法律でやらなければ

いけないものもございますが、そのほとんどが、

登録法人制度への移行について政省令の改正で措

置が可能なものでございます。今後、したがいま

して、閣議決定でも言わっておりますが、平成十

七年度末までのできる限り早い時期に措置すべき

ことといたします。

○一川委員 官房長にもう一回確認するんですけど

れども、法律改正が伴う登録法人制ということが

らするとの今回の大体十九だと。その大体という意

味がちょっとあれなんだけれど、あとはもう、

残っているものについてはすべて政省令の対応で

可能だというふうに理解していいわけですか。

○安富政府参考人 正確に言いますと、法律で措

置すべきものがあと二つ残つております。住宅性

能表示の関係のものと旅行業関係のものがござ

まして、これについては、関係者との調整がつき

次第、できるだけ早く法律的に措置したいという

ふうに考へております。

それ以外の、五十六法人のその二法の法人以外

は、すべて政省令で可能な措置でございます。

○一川委員 そうすると、法律で措置しなければ

ならないものがあと二つ残つてゐるということです

ございまして、あとは政省令の対応でそういうこ

とができるということを今報告いただきましたの

で、そのところは確認しておきたいと思います。

そこで、この公益法人、基本的には、先ほども

触れましたように、できるだけ国の関与を少なく

していくという大原則のもとでいろいろな改革が

進められてきておるわけですねけれども、国が関与

しているという、うか、国との関与で最も我々が関心があ

る問題というのは、国からどれだけその法人に補

助金が流れているかということがあつてある

わけですね。

この補助金等の改革につきましては、同じく平

成十四年の三月に閣議決定されました公益法人に

対する行政の関与の在り方に基づきまして、例えば第三者分配型に該当する補助金、これは何かといいますと、ある公益法人がさらに事業者に補助金を分配する。こういったものでございますが、こういった補助金について指摘されました四件のうち、一件については除かれましたが、三件について補助金の廃止、削減を行えということで、これについては平成十四年度において措置を完了しましたところでございます。

それからもう一つは、補助金依存型法人、いわゆる収入の三分の二以上が補助金だという法人、この法人については、二法人につきましてこれを三分の二以下に減らすようにということで、これにつきましても補助金等の減額を行いまして、この二法人については三分の二以下に減らしたところでございます。

それから、補助金等全般につきましては、公益法人に対する補助金については、それぞれどういふものに補助しているかという事業概要であるとか、あるいは補助金等の交付先のそれぞれの選定理由を公にしろということが閣議決定等でも言われておりますので、それについて、我々としても、国土交通省のホームページ等を使いまして、一層の透明性を確保するということで情報公開をしているところでございます。

それから、所管の公益法人へのいわゆる天下りと言われている問題でございますが、平成十三年の十月現在で、合計千六十七人の国土交通省出身者が所管公益法人の理事に就任しているところでございます。

もちろん、この再就職については、我々としては、国家公務員が再就職する際に、本人のいろいろな行政経験があるとか専門知識というものを生かすということが、ある程度社会的にも有用な場合があると考えておりますが、ただ、これにつきましても、国民の不信や疑惑を招くことがないよう、平成八年の閣議決定で、公益法人の設立許可及び指導監督基準において、所管省庁出身者の割合は理事現在数の三分の一以下に

することということが決められておりまして、この基準を満たすように我々としても強く指導しております。この結果、現在では、国土交通省の全法人がこの基準を満たしている状況でございます。

それからさらに、先ほどの平成十四年三月の公務員制度改革大綱に基づく措置という閣議決定では、公益法人の再就職に係るルールとして、退職公務員の役員の就任状況等につきまして事後チェックをするということで、就任状況についての概要を公表するということを講じているところでございまして、そういう形でこの下り問題にも対応しているところでございます。

○一川委員 公益法人の実態を私も幾つかは知っていますけれども、中には、現時点でいろいろな問題意識をしっかりと持つてそれなりに頑張っている法人もそれは当然あるわけでございます。そういう人たちが本当に自主性を持つてしっかりと仕事ができるような環境をつくってやることとは、逆に言うと、余り国が関与しないといふ面も大事ではないかというふうに思います。

ただ、私は、業務上、幾つかの法人は統合して対応して、中身をむしろいろいろな面で充実をしていくといふことも、ある面では大事な課題ではないかというふうに思っております。

そこで、ちょっと具体的な事例として確認するわけですけれども、先般、当委員会でも建築基準法の改正がございました。シックハウス病に伴つてのいろいろな問題が当時議論されまして、ホルムアルデヒドの対応状況といったことも含めて、いろいろなことが言わされました。

建築資材等につきまして、関係するいろいろな公益法人でそういうものがいろいろな面で検査されているという中で、いろいろと認定を受けて

していくことだろうと思うんです。たまたま

ま公益法人の議論が出たわけでございますので、

いう手続に対しても、今、農林水産省の公益法人が

どういう対応をしているのか、そのあたりを御説明願いたいと思います。

○山本政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘ございましたJASの関係でございますが、これは平成十一年のJAS法の改正のときに登録認定機関という制度を設けまして、その登録認定機関から認定を受けた事業者が

みずから格付を行い、JASマークを貼付する仕組みしております。

この結果、登録認定機関というものが、それぞれの、合板でございますとそういう事業者を認定しておりますが、一定の技術的基準、こういうものに定められた要件を満たしていることを確認することができます。このような要件を満たしている場合でございますと、それぞれ、各事業者でございますが、この登録認定機関につきましては、現在、財團法人日本合板検査会という公益法人でやつておりますが、これは、制度上、公益法人には限りませんで、その他の一定の基準が満たされれば認定される仕組みになつてございます。

○一川委員 もう時間も来ましたからあれでけれども、例え、今私が取り上げた、建築基準法の改正に伴つて今回こういったシックハウスに対するいろいろな公益法人というのも、国土交通省は十ですが、それから農水省もそういう関連のものがあるということなんですか? それとも、例えば、今私が取り上げた、建築基準法の改正に伴つて今回こういったシックハウスに対するいろいろな公益法人というのも、国土交通省は十ですが、それから農水省もそういう関連のものがあるということなんですか? それとも、例えば、今私が取り上げた、建築基準法の改正に伴つて今回こういったシックハウスに対するいろいろな公益法人というのも、国土交通省は十ですが、それから農水省もそういう関連のものがあるということなんですか? それとも、

そういうふうなことで、非常に経済が厳しい中

でござります。この結果、登録認定機関というものが、それぞれの、合板でございますとそういう事業者を認定しておりますが、一定の技術的基準、こういうものに定められた要件を満たしていることを確認することができます。このような要件を満たしている場合でございますと、それぞれ、各事業者でございますが、この登録認定機関につきましては、現在、財團法人日本合板検査会という公益法人でやつておりますが、これは、制度上、公益法人には限りませんで、その他の一定の基準が満たされれば認定される仕組みになつてございます。

○松野政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、建築基準法改正に伴いまして、シックハウス対策ということで建築規制を導入することになります。来る七月一日からその規制の施行を予定しております。

この建築基準でございますが、合板あるいは木質フローリングなどの木質系の建材をホルムアルデヒドの発散量の大小で区分する、その区分に応じまして、内装の仕上げ材として使用できる面積を制限するという規制でございます。

その建材の区分をするに当たりまして、日本農林規格、JASあるいは日本工業規格、JIS、こういったものを活用しますほか、これらの規格をとつていいもの、あるいはそもそも規格がないものございます。それにつきましては、ホルムアルデヒドの発散量が基準に適合するものにつきまして国土交通大臣が認定を行うという仕組みがございます。

その国土交通大臣の認定に当たりましては、中立公正で、試験の実施等の技術力を有する機関、これを指定いたしまして、この機関に、先ほど申し上げましたような、建材からのホルムアルデヒドの発散量を試験に基づきまして性能評価する業務を実施させております。

この機関につきましては、公益法人に限定をいたりませんが、これまでにホルムアルデヒドに係る建材の性能評価機関として指定いたしました十一機関のうち、十機関が公益法人となつております。

で、こういう合板関係の仕事もやりづらいということをおつしやつていました。

そうかといつて、今のいろいろな人間の健康、生命にかかる問題については、当然基本的な基準はクリアしなきやなりませんから、そのところは当然守るわけですけれども、いろいろな仕事をする中で、そういうものを守っているにもかかわらず、新たにいろいろな手続をとらないとなかなか認可してもらえないとか、なかなか市場にそういう製品を出させてもらえないというようなことを聞きました。

一つの例として私は今挙げましたけれども、やはりこういった公益法人、いろいろな面で一つの改革という流れにあるわけですが、改革とともに、基本的にはやはり国民の利便性を向上させるということありますし、いろいろなコストを軽減してあげるということがその根底になければ私はまずいと思うんです。

逆に、改革と称しているいろいろなことがなされていて、いろいろな面で逆にコストが上がってしまうとか、いろいろな手續が煩雑になるということでは元も子もないわけでございますので、そういういつたところの問題を提起して、今後こういったことにも関心を持つて、場合によってはまた質問に挙げさせていただきたいと思いますけれども、私の質問はこれで終わらせていただきます。

なお、私は、皆さん方の御協力で、今国会、二回連続質問させていただきまして、また機会がありましたら引き続きやりたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○河合委員長 濑古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でござります。

今回の法案は、公益法人制度の抜本的改革に立ち、公益法人に対する行政の関与のあり方の見直しとして、国が公益法人に委託している検査、検定等の事務事業に関して、これまでの指定制度を登録制度に改めるというものだと思います。そこで、そもそも公益法人制度の改革がなぜ必

要かという問題です。國民が一番不信を抱いていること、また、改革を求めていることは何かといふことなんですが、それは、公益性を名目にして、

うことなんですが、それは、公益性を名目にして、優遇税制や補助金など、國民の税金の使い道が癒着や天下りによつてゆがめられること、ここに最大の問題、批判の矛先があると思います。

一昨年の、自民党的院会長だった村上元議員などと癒着したKSDの汚職を初め、宅建業協会などの会費の政治献金流用、所得隠しなどの脱税、談合の撤廃、そして、こういう公益法人に多くの高級官僚が天下つているなど、挙げたら切りがございません。こうしたことを見改善してほしいと私は思います。この点、政府としてどのように認識されておられるでしょうか。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

民法三十四条に基づきます公益法人制度につきましては、明治二十九年に民法が制定されましてから百余年になります。そのように見ていないといふ状況にござります。そのようなこともございまして、ただいま委員が御指摘の点も含め、さまざまな批判が見られるということは、私ども行革事務局としても認識しているところでござります。

今回の法案によりまして、公益法人に限らず、一定の能力を有する者が自由に事業に参入することもございまして、行政の裁量の余地が排除され、國民に開かれたりまして基本的な見直しが行われるといふふうに考えております。

なお、行政委託型公益法人の改革とは別にいたしまして、公益法人制度そのものにつきましては、やはり昨年三月に閣議決定がございました。それに基づき、その抜本的改革に向けた検討を行つてゐるところでござります。

この改革におきましては、民間非営利活動を社会経済システムの中で積極的に位置づけるとともに、民法三十四条に規定されます公益法人につきまして指摘される諸問題、これらに適切に対処するという観点から制度の抜本的な見直しを行うこととしておりまして、自由裁量による許可制などを主導官庁制の問題点、透明性の向上等さまざまな課題への対応も含め、今後検討を進めていきたいと考えております。

○瀬古委員 今言われましたように、これはほんの一部の法案の内容になつていいんですけど、検査、検定等の事務事業に関して指定制から登録制にすることによって幾つかの弊害は排除できるだろ。しかし、抜本的には、私が先ほど指摘しました御審議いただいております法案を初めといたしまして、昨年三月の行政委託型公益法人に係る改革実施計画に基づく法案につきましては、検査、検定等の事務事業につきまして、国が公益法人を指定して実施させるいわゆる指定制から、行政の裁量の余地なく、登録された公正中立な第三者機関、登録機関によります実施に移行するといった措置を実施するためのものでございまして、第三者機関によります実施に移行するといつた措置を実施するためのものでございまる。

そこで、公益法人に対する関与のあり方を見直すという今回他の他省廳を含む一連の法案で、私が指摘をしましたこうした三つの問題点には、まずはメスが入るんでしようか。いかがですか。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御審議いただいております法案を初めといたしまして、昨年三月の行政委託型公益法人に係る改革実施計画に基づく法案につきましては、検査、検定等の事務事業につきまして、国が

そこで、公益法人に対する関与のあり方を見直すという今回他の他省廳を含む一連の法案で、私が指摘をしましたこうした三つの問題点には、まずはメスが入るんでしようか。いかがですか。

そこで、具体的にお聞きしますけれども、今まで緊急に求められている。私は、おいおい検討が今緊急に求められている。私は、おいおい検討すればいいという問題じゃないと思つています。

そこで、国土交通省なんですが、この法案に関連いたしまして、本法案では、検査、検定等の事務事業に関する指定制から登録制にすることで民間の企業の参入が可能と言いますけれども、一体どういう参入が見込まれるんでしょうか。把握していらっしゃるでしょうか。

○徳留政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御説明ありましたように、今回の改正は、民間の参入が非常に容易になるというものでございます。しかし、参入するかしないかということにつきましては、事務事業の今後の見通し等が可能となり民間検査ビジネスが活性化する、行政への転換が図られるといった効果が期待されているといふふうに考えております。

なお、行政委託型公益法人の改革とは別にいたしまして、公益法人制度そのものにつきましては、やはり昨年三月に閣議決定がございました。それについても踏まえて各民間の方々が独自に判断されるものであります。しかし、参入するかしないかということにつきましては、事務事業の今後の見通し等を踏まえて各民間の方々が独自に判断されるものであります。しかし、参入するかしないかといふふうに見てみると、公益性が高く、もうけにならぬ部分はなかなか民間は参入してこないんですね。私は、国土交通省の関係でいうと、かなり民間の参入というのは難しいんじゃないかなというふうに思っています。そうすると、指定機関がこれまでどおり事業をやるということになりますから、そもそも営利企業である民間がもうからないう、こういう場合には、余り事務事業をやるメリットがないわけですね。規制緩和で国の関与を縮小すればそれがすべて改革という発想そのものを私はやはり見直す必要があるんじやないかというふうに思っています。

問題は、やはり検査、検定等の事務事業に関しては、国が責任を持つべきものは持たなきやならない。国が直接行つようにして、そして必要ななればそれがすべて改革という発想そのものを私はやはり見直す必要があるんじやないかというふうに思っています。

り張りをつけたこの改革が本当は必要だとうように思つてます。

そこで、国土交通省に伺います。

国民の命、安全、環境保護などに関する検査、検定などは、私は民間企業に任せるべきではない、やはり国がきちんと責任を持つべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○徳留政府参考人 今回の改正は、一定の能力及び公正中立性を確保するということの要件を満足している者を登録してその事務事業を実施していく、実施することを可能とする、こういうものでございます。

今先生御指摘の事務事業につきましては、国民の生命、安全、環境を守る観点から、その適切な実施が極めて重要であるというふうに認識をしております。

このため、登録された機関について、適切な事務事業を実施していく、ただくという見地から、一定期間ごとに登録の更新をするという制度の導入、業務規定、仕事のやり方、そういういたことのものでございますが、業務規定の認可、それから、役員、職員に関するみなし公務員規定の適用、業務改善の命令あるいは登録の取り消しなどの監督措置をしつかりと講していくことにしております。

○瀬古委員 そうしますと、検査とか検定に係る事故が発生した場合はどうなるんでしょう。国が直接責任をとるということになるんでしょうか。いかがですか。

○徳留政府参考人 検査、検定等に関して結果に不服等がある場合には、大臣に不服審査請求をできるというような制度も取り入れておるところでございます。

○瀬古委員 大臣に審査請求などの規定はあるけれども、しかし、検査、検定するのは登録した民間会社なんですね。国が直接検査、検定するわけ

ではない。そうすると、結局、責任も直接問われないという状態になるんじゃないでしょうか。

これまで、例えば雪印の事件、日本ハムの不正表示の事件、電力会社の原発事故隠しなど、国民の命や安全が脅かされてまいりました。私は、根っこには、国の関与を縮小してきた規制緩和があると思います。命、安全、環境保護の命や安全が脅かされてしまった。私は、根っこにあってもきちんと国が責任を持たなきやならない。そういう意味では、こういう規制緩和でやることが果たしていいものかどうか、そういう分野があるということをきちんと踏まえて、私は施策を進めなきやならないと思います。

もう一つ、具体的にお聞きしたいと思うんですが、大変大きな問題になつております財団法人について伺います。

建設物価調査会、経済調査会の二つの財団法人でございます。これは、私も再三取り上げてまいりました。国土交通省所管のこの二つの財団法人です。

私が当委員会で問題にしたのは、昨年の四月の十日でございました。この二法人が、公共工事に使う材料単価の調査業務を官公庁から独占受注していました。国土交通省所管のこの二つの財団法人でいるという問題です。その後、六月十九日に、公正取引委員会がこの二法人に独占禁止法違反の疑いで立入調査をいたしました。その事実は確認できると思いますし、私も公正取引委員会に聞きましたが、かなりはつきりした証拠を持って入っているというように言つていました。

そこで、具体的に聞きますけれども、経済調査会発行の「積算資料」の中の「お知らせ」というところ、これは雑誌なんですが、「四月号より」「広告の掲載を廃止し、(自主調査結果の報告書)としての性格をさらに明確にいたします。」と明記しております。

止めることいたしました。としております。

私は、前回の質問でも、この雑誌に材料メーカーの広告を掲載すると、それらのメーカーとの癒着がやめになった。これは、国土交通省が広告掲載をやめるようにという指導をされた結果なんだけれども、ともかくやれるのはこの二つの会社しか

ましても、新しく参入できるところがあつたらしく、二つの会社しかないと国が責任を持たなきやならない。ある意味でもっとメスを入れなきやならない。ある意味では、この二社による、もう実態は圧倒的に随意契約になつている。競争入札をやつても両社の、二社の指名競争入札、材料単価を高く設定して公共事業費を引き上げる。こういう仕組みになつてゐるわけですね。地方自治体によつては、ほかの会社を入れようとしたところも、実際にはこの二つに阻まれて入れない、こういう事態もございま

す。この問題は、国及び地方自治体などの公共事業の材料単価、この調査委託が独占的に行われていることは、深刻なわけです。事態は深刻なわけです。

これは、大臣、前回答弁していただきましたけれども、ともかくやれるのはこの二つの会社しか

ましても、ともかくやれるのはこの二つの会社しかないんだ、新しく参入できるところがあつたらしく、二つの会社しかないと国が責任を持たなきやならない。ある意味でもっとメスを入れなきやならない。ある意味では、この二社による、もう実態は圧倒的に随意契約になつている。競争入札をやつても両社の、二社の指名競争入札、材料単価を高く設定して公共事業費を引き上げる。こういう仕組みになつてゐるわけですね。地方自治体によつては、ほかの会社を入れようとしたところも、実際にはこの二つに阻まれて入れない、こういう事態もございま

す。このことについて、両調査会とも、やはり公益法人としてそういう要らざる誤解を招かないよう誤解を招いているということはやはり事実でございまして、そういう無用の誤解を招かないという観点から、価格情報誌における広告の掲載をやめることはどうだろかということの検討を両調査会に要請いたしました。

このことについて、両調査会とも、やはり公益法人としてそういう要らざる誤解を招かないよう誤解を招いているということは非常に大事なことであるという認識のもとに、広告掲載を平成十五年度から廃止するという方針を決定して、具体的には、本年四月の価格情報誌から広告の掲載を取りやめているところでございます。

なお、その私どもから調査会への要請の中には、あわせまして、いろいろな調査についての精度、透明性も高めるようにということも要請いたしました。これについても、外部委員による調査結果を毎月チェックするような審査部会の設置であります。また、建設物価調査会も、同会発行の「建設物価」という本がありますが、ここでは、「本誌が自主的調査研究に基づくものである」とをより明確にす

るため、「四月号から広告の掲載を全面的に取り止めることいたしました。」としております。

導して、広告掲載もやめさせ、さまざまな指導をなさつてあるということはわかりました。

この問題は、国及び地方自治体などの公共事業の材料単価、この調査委託が独占的に行われていることは、深刻なわけです。事態は深刻なわけです。

これは、大臣、前回答弁していただきましたけれども、ともかくやれるのはこの二つの会社しか

ましても、ともかくやれるのはこの二つの会社しかないんだ、新しく参入できるところがあつたらしく、二つの会社しかないと国が責任を持たなきやならない。ある意味でもっとメスを入れなきやならない。ある意味では、この二社による、もう実態は圧倒的に随意契約になつている。競争入札をやつても両社の、二社の指名競争入札、材料単価を高く設定して公共事業費を引き上げる。こういう仕組みになつてゐるわけですね。地方自治体によつては、ほかの会社を入れようとしたところも、実際にはこの二つに阻まれて入れない、こういう事態もございま

す。この問題は、国及び地方自治体などの公共事業の材料単価、この調査委託が独占的に行われていることは、深刻なわけです。事態は深刻なわけです。

これは、大臣、前回答弁していただきましたけれども、ともかくやれるのはこの二つの会社しか

ましても、ともかくやれるのはこの二つの会社しかないんだ、新しく参入できるところがあつたらしく、二つの会社しかないと国が責任を持たなきやならない。ある意味でもっとメスを入れなきやならない。ある意味では、この二社による、もう実態は圧倒的に随意契約になつている。競争入札をやつても両社の、二社の指名競争入札、材料単価を高く設定して公共事業費を引き上げる。こういう仕組みになつてゐるわけですね。地方自治体によつては、ほかの会社を入れようとしたところも、実際にはこの二つに阻まれて入れない、こういう事態もございま

す。この問題は、国及び地方自治体などの公共事業の材料単価、この調査委託が独占的に行われていることは、深刻なわけです。事態は深刻なわけです。

これは、大臣、前回答弁していただきましたけれども、ともかくやれるのはこの二つの会社しか

ましても、ともかくやれるのはこの二つの会社しかないんだ、新しく参入できるところがあつたらしく、二つの会社しかないと国が責任を持たなきやならない。ある意味でもっとメスを入れなきやならない。ある意味では、この二社による、もう実態は圧倒的に随意契約になつている。競争入札をやつても両社の、二社の指名競争入札、材料単価を高く設定して公共事業費を引き上げる。こういう仕組みになつてゐるわけですね。地方自治体によつては、ほかの会社を入れようとしたところも、実際にはこの二つに阻まれて入れない、こういう事態もございま

す。この問題は、国及び地方自治体などの公共事業の材料単価、この調査委託が独占的に行われていることは、深刻なわけです。事態は深刻なわけです。

これは、大臣、前回答弁していただきましたけれども、ともかくやれるのはこの二つの会社しか

ましても、ともかくやれるのはこの二つの会社しかないんだ、新しく参入できるところがあつたらしく、二つの会社しかないと国が責任を持たなきやならない。ある意味でもっとメスを入れなきやならない。ある意味では、この二社による、もう実態は圧倒的に随意契約になつている。競争入札をやつても両社の、二社の指名競争入札、材料単価を高く設定して公共事業費を引き上げる。こういう仕組みになつてゐるわけですね。地方自治体によつては、ほかの会社を入れようとしたところも、実際にはこの二つに阻まれて入れない、こういう事態もございま

委員会の立入調査が入っておりまして、それも伺っております。これは両方とも、昨年の六月十九日から、資材価格等の調査の受注ということについての独禁法違反の疑いということで公正取引委員会の調査を受けているということを聞いております。

今、瀬古議員が間もなくとおっしゃいましたけれども、私のところにはまだその報告が来ておりませんので、間もなくということがどうなのかと云うのは、本当に間もなくなのかどうか、ちょっと今はお答えしかねますけれども、独禁法違反ということで公取が入っていること自体は重要なことである。そういう意味で、私はこれは大変注目を、成り行きを見ております。

また、そのことによって今まで、瀬古議員がお話をございましたように、私もこれを見てみましたがけれども、少なくとも二社だけではいけないんじやないかということで、平成十四年、昨年でございますけれども、参入させようということで、簡易公募型の競争入札の試行を八件行つております。八件実施しましたけれども、実際的には、両調査会以外で入札に参加した者が一件しかなかったということも、今、瀬古議員がおっしゃったように、実際に第三者の新規参入というものがどれほど難しいかというのは、この八件オーブンしたにもかかわらず一件しかなかつたということ自体も、私は、やはり専門的なものの歴史と実績といふもので、新規参入が一件しか見られなかつたということで、やはり両調査会に落札してしまつたということもあるわけです。

そういう意味では、今回の公取がどういう判断を下されるかというのを注目しながら、厳に、入札と契約の適正化法、せつからく皆さんで通していくのですから、これを適用して、公取がどのようなかということも、結果を見ながら、両調査会に対して、私は、その判断がどういうふうに出て来るにしても、今後も厳正な調査というものを、あるいは措置というものをしていくかなければいけない

いという認識の上に立つております。

○瀬古委員 その後、国土交通省も努力をされ、今大臣が言われたように、簡易公募型の指名競争入札。しかし、初めてでなかなか新しい参入というのは難しいというお話をございました。

今までずっと、歴史的に二つの調査会が独占していましたという経過の中で、経過としては難しい面もあるだろと思います。しかし、いろいろな工夫もしていただきて、今、基本的には一千万以上の案件を中心にしていますが、もう少し小さい単位でやつて小さい企業も入れないか、いろいろなことをぜひ努力をしていた、だきたいというふうに思います。

私は、この問題は二つの調査会の責任というだけではなく、やはりこのような独占受注を生み出しました国土交通省の責任もあるというふうに思うんです。建設工事費を積算するための建築工事積算基準の中でも、材料価格及び機器類価格でこのように書いてあります。材料価格及び機器類価格は、「原則として積算時の最新の現場渡し価格」とし、物価資料の掲載価格、製造業者の見積価格等を参考に、数量の多寡、施工条件等を考慮して定めます。そしておられます。ここに、「物価資料」を参考に、こういうことが出てくるわけですね。この

単価につきまして、公共建築工事積算基準あるいは土木請負工事工事費積算要領に、それぞれ、「物価資料等」を参考とするということで書いてござります。

この「物価資料等」ということは、先ほどから出でおります。価格情報が掲載されているいわゆる刊行物、さらには、その刊行物に載つていなし資材等については特別調査という形で、発注者側が調査を委託してやらせる場合がございますが、そ

ういう特別調査、あるいは資材供給会社からの見積もり等ということを意味しているというふうに考えております。

○瀬古委員 基本的には、經濟調査会の「積算資料」それから建設物価調査会の「建設物価」これを使って参考にするようにという指示をしているわけですね。そういう点でいえば、国土交通省自身もこれによっていますし、地方自治体も右へ倣えでこの雑誌からの金額を出してくるというふうに、国土交通省に言われば、もうそういうふうに右へ倣えという状態になつてきている。

ですから、私は、やはりこれは国土交通省にも責任があるというふうに思うんですね。そういう点でも、この二法人の独占を行わせないよう、建築や土木のこの二つの基準もきちんと改定すべきではないかと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○安富政府参考人 先ほど物価資料等と申しましたように、必ずしも物価資料だけをというふうに書いているわけではございません。あくまで、物価資料も含めました特別調査あるいは資材供給会社からの見積もりといったようなことを参考にしてということでございます。

ただ、先ほど先生からも御指摘あったように、通常、この二社がかなり一般的に市場でそういうふうに出でていますが、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする、こういうふうに、ここにも「物価資料」というふうに出てきま

ると思います。

ただ、必ずしもこの二社に限らず、刊行物として出されています価格情報もございますし、さらには特別調査あるいは資材供給会社からの見積もり等もございますので、そういうものをすべて含めて参考にしてやっていくことでございま

す。

○瀬古委員 その辺は丁寧に、誤解のないようにきちんと見直しをしていただきたいと思います。ダム水資源環境整備センターです。これも昨年の四月に国土交通委員会で取り上げたんですけれども、その質問をしたときは、基本財産十億円のうち八億円近くは、ダム建設で潤っていますゼネコンやメーカー、コンサルタント会社が寄附をしています。財團職員は、約七十人のうち四十二人がゼネコンやコンサルタンツの会社からの出向です。ゼネコン丸抱えの環境調査会社、国交省、水資源公団からは七人の職員が出向。さらに、この財團に旧建設省の官僚が天下りして、常勤役員四人のうち、何と四人も国土交通省からの天下り。元北海道開発事務次官を初め、幹部がこの役員を全部独占しております。

ダム建設の環境調査では、環境を破壊されるから仕事をストップという判定がこのセンターで出るはずがないんですね、みんな、ダムを建設する側の人たちが金を出しているわけですから。そういう意味では、みんな身内がやつてているような調査を環境調査としてやる、川辺川も徳山ダムもありこうした仕組みを本当に変えなきやならないオーケーです、こういうふうになるわけです。やはりこうした仕組みを本当に変えなきやならないんじゃないかな。こういう構成は、今どのように変わっているんでしょうか。

○鈴木政府参考人 役員の構成あるいは基本財産の構成等についての御指摘がございましたが、今お話をあつた範囲はそのとおりでござります。財團法人ダム水資源地環境整備センターは、ダム

び技術開発並びに技術指導等を行うことにより、ダム水源地の適正な管理を図り、もつてダム水源地の活性化と安全で豊かな国民社会の建設に寄与することを目的、こういうことで、昭和六十二年に、当時の建設大臣の許可を受けて設立された民法上の公益法人でございます。

この目的の達成のために、行政上の知見はもちろんでござりますが、先端的で高度な専門的知識、技術が必要でございまして、当該財團は、そのため、国土交通省出身者あるいは出向者、水資源公団からの出向者及び電力会社、建設コンサルタントなどの民間からの技術者など、幅広い人材を確保しているところでございます。

公益法人の役員につきましては、公益法人の設立許可及び指導監督基準において所要の基準が定められているわけでございまして、これに従いまして財團を指導しているところでございます。

○瀬古委員 時間が参りましたので、もうこれ以上やれませんけれども、これも何度も私は指摘しているんですが、みずから開発しているところが調査をやって、クマタカもオオタカも追い出され、ダムをどんどんやりなさいと。そして、その役員はみんな国交省からの天下りでやっている。やはりいいかげんにこういうところにもメスを入れなきやならないと思うんですね。

そういう点でも、私は、公益法人のあり方といふことを言う場合には、本当にこういう国民から批判されるところにメスを入れて、公共性を持たなきやならないものはしっかりと国が責任を持ち、そして、公共性の名のもとに、ある意味では内々で、国民の目が届かない仕事をやるところにはしっかりとメスを入れる。こういう改革をぜひやつていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○河合委員長 原陽子君。

○原委員 社会民主党的原陽子です。よろしくお願いします。

今回、公益法人に係る改革を促進するための法改正ということで、昨年の三月二十八日に行政改

革の推進本部が決定をした公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画のうち、国から公益法人が委託を受けて行っている事業で、国土交通省所管の法律に根拠を持つ七十七事業のうち三十事業について措置をした法改正だということになっています。

まず最初に、今回の法改正の大もとになつている行政改革推進本部のこの改革実施計画の観点から御質問をさせていただきたいと思います。

今回、公益法人改革ということを言われているんですが、私は、まず、今言われている政官業の癒着というものを断ち切ることが改革の第一歩ではないかというふうに考えています。

その解決のヒントがKSD問題にあると思ってます。公益法人のKSDが政治連盟のKSDの豊明会をつくつて、族議員がその豊明会から票と政治献金を受けて、そして族議員と言われる人たちがKSDのために国会の質問を利用したり、官僚は天下り先を確保したり、そしてKSDが仕事を得ていくというようなこと。この問題はまだ御記憶にあると思うんですけども、こうした政官業の癒着という構造をまずは断ち切っていくことがその改革の第一歩にあると思います。

こうした癒着構造を調べてみると、日本医師会には日本医師政治連盟というものがあつて、歯科医師会には歯科医師政治連盟があつて、土地改良区には土地改良政治連盟があつて、宅地建物取引業協会には不動産政治連盟といったように、政治活動は本来禁止されているはずの公益法人の関係者がこうして別途政治連盟というものをつくつて特定の政治家と癒着をしているというような問題があつて、これはだれしもが否定できない問題であると思います。

そこで、まず、現在の公益法人の主務官庁制の廃止というものから手をつけてみてはどうかといふふうに思つておるんですが、これをまず行革の推進本部の方に、今回、主務官庁制度の废止について、行革推進本部内、外でもいいのですが、どのような議論というものを行わされたのか、御説明

をお願いしたいと思います。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御審議いただいております法案を初めとする一連の、昨年の実施計画に基づきますもの、いわゆる行政委託型公益法人改革の関係でございます。公益法人制度そのものにつきましては、昨年三月の閣議決定に基づきまして、抜本改革に現在取り組んでいるところでございます。

御指摘のように、現行の公益法人制度というものは、法人格の付与と公益性の判断というものを一体のものとして、法人の事業を所管する主務官庁がその設立を許可するということとされているわけでございます。しかしながら、現行制度におきましては、公益性の判断について明確な基準が定められているわけではございませんし、また、主務官庁の自由裁量により判断がなされるということから、さまざま弊害も指摘されているところでございます。

この考え方でございますけれども、第三者に対する支出額が過半を超える状態というのは、交付の本来目的である事務事業を交付先の公益法人がみずから実施しているとは言えないのではないかというふうな考え方に基づいたものでございます。

○原委員 次に、今のが丸投げと言われている法

人で、もう一つ、これは補助金依存型公益法人、いわゆる丸投げというふうに言われている公益法人についても御質問させていただきたいんですけれども、今回の実施計画の中で、年間収入の三分の二以上を国に依存している状態を改めるというふうに実施計画のポイントの中で書かれておりまして、平成十四年の三月に閣議決定をされた公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについての中では、NPOや中間法人、公益信託、税制等の関連制度を含めて抜本的かつ体系的な見直しを行うというふうにされています。

NPOで、その収入を国の補助金に三分の二依

存しているようなNPOというものはないのではないかというふうに思つております。そうした観點から見ても、やはり三分の二未満であればよいとする改革案はハードルが低過ぎるのではないかという指摘があるのですが、この点、いかがお考えになられておられるか、お尋ねしたいと思います。

○小山政府参考人 国から交付された補助金等が年間収入の三分の二以上を占める場合を補助金依存型といたしまして、改革対象としているわけでございますけれども、これは、平成十二年十二月に閣議決定されました行政改革大綱におきまし

いと思います。

○小山政府参考人 お答えいたします。

国から公益法人に交付されます補助金等のうち、第三者分配型補助金、いわゆる丸投げ型といふものでござりますけれども、その判断基準につなっています。昨年三月の実施計画におきまして、交付先の公益法人においてその五割以上を他の法人等の第三者に分配、交付するものということにしたわけでございます。

て、補助金等が大部分を占める場合とされていたり、ということを受けまして、法令上の用例等を踏まえて三分の二以上ということにいたしたわけでございます。

また、公益法人制度の抜本改革に関しましては、御指摘のとおり、昨年三月の閣議決定において、NPO等の関連制度も含め見直しを行うことにされておりますけれども、その収入を国の補助金に三分の二以上依存しているNPOがあるかどうかという点につきましては、内閣官房、私どもとしては把握しておりません。

○原委員 最後にもう一点御質問させていただきたいんですけれども、今回、行革本部としてこうした改革実施の計画を出したわけです。この改革の実施計画に反するものについて厳しい精査というものが必要だとは思つてゐるのですが、この計画をつくった行革本部としては、計画に反するものについてどのような対応をとつていくおつもりでいらっしゃるのか、御説明をお願いします。

○小山政府参考人 わたし申上げます。

意味しているのかはちょっとあれでございますけれども、いずれにいたしましても、今回の改革の実施計画におきましては、一定の基準をつくったわけございますが、当然、それぞの補助金等の実態に応じましては、現行の方式でやむを得ないというのもございます。そのようなものにつきましては、改革実施計画におきまして特記をしているところでございますし、また、改革実施計画に纏めております、いわゆる透明化、合理化のためのルールに従いまして広く情報公開をしていくということにしていくわけでございます。

また、あわせて、今後、このような基準を超えてるものにつきましても不斷の見直しを行つて行くということを、関係府省において責任を持つて行つていくことが定められているところでございます。

○原委員 ありがとうございます。

そうしましたら、今回の改正法の中身について質問させていただきたいと思いますが、先ほども瀬古議員の質問の中にあつたとおりに、本当にどれだけ名乗り出るところがあるのかというと、今回、指定や認定制度から登録制度に変えて、今回、指定制度から登録制度に変える手を挙げたところはみんなウエルカムというふうになつた部分に関しては、一定の評価ができるとは思つてますが、本当にどれだけ効果があるのか

という点では、私も疑問な部分を持っています。例えば船舶安全法では、指定制度にかわって登録検査確認機構というふうにしましたが、これまでの指定制度でさえ、特殊法人の小型船舶検査機構が事業を独占していて小型船舶検査を行つてきましたため、指定機関になりたいと手を挙げた法人がなく、いまだ未指定のままにあるということを聞いています。

今回、登録制度に変えたとしても、特殊法人である小型船舶検査機構が存続しているのであれば、未指定から未登録の状態に変わっただけで、独占状態といふものは変わらないのではないかといふふうに私は思つていますし、登録制度と特殊法人の小型船舶検査機構の両立というものはあり得ないのではないかといふふうに思つていて、そのため、登録法人の運営などところが手を挙げて、登録制度に変えたとしても、独占状態が続いているようなものに関しては廃止をしていくような方向も考えていく必要がありますのかなとは思うのですが、そのあたりはどのようにお考えをお持ちでおられるか、質問していると思います。

○徳留政府参考人 わたし申上げます。

小型船舶の検査につきましては、現在、認定を受けた者が検査を実施した場合には、小型船舶検査機構が行う一定の検査を省略するという制度が

ござります。しかし、今御指摘のように、これまでのところ、認定を申請した者はございません。これまで、いわゆる指定法人制度の中ではございましたので、認定の対象といたしましては、やはり公益法人に限るといいますか、いわゆる公益法人要件がかかるつたところでございます。

りましたので、今後、すぐにこういう方が出てくるかどうか、これは民間の方の判断でございますが、新規参入がより容易になるものと考えているところでございます。

○原委員 今回の改正で新しく参加をすることができるだけ名乗り出るところがあるのかというところに関しては、私も同じような疑問を持つて、今回、指定や認定制度から登録制度に変えて、今回、指定制度にかわって登録検査確認機構といふふうにしましたが、これまでもいろいろなところが手を挙げて、登録制度に変えたため、指定期間になりたいと手を挙げた法人が少なく、いまだ未指定のままにあるということを聞いています。

やはり新しく参加してくることは難しいのではないかと思つていて、例えばこうしたいろいろなところが手を挙げて、登録制度に変えたため、指定期間になりたいと手を挙げた法人が少なく、いまだ未指定のままにあるということを聞いています。

○原委員 今回の改正で新しく参加をすることが容易になるということであつたんすけれども、今現在としても特殊法人の小型船舶検査機構が独占しているという状態がある中で、その独占状態が変わらないということを考えると、なかなか、

やはり新しく参加してくることは難しいのではないかと思つていて、例えばこうしたいろいろなところが手を挙げて、登録制度に変えたため、指定期間になりたいと手を挙げた法人が少なく、いまだ未指定のままにあるということを聞いています。

○原委員 今回の改正で新しく参加をすることが容易になるということであつたんすけれども、今現在としても特殊法人の小型船舶検査機構が独占しているという状態がある中で、その独占状態が変わらないということを考えると、なかなか、

やはり新しく参加してくることは難しいのではないかと思つていて、例えばこうしたいろいろなところが手を挙げて、登録制度に変えたため、指定期間になりたいと手を挙げた法人がなく、いまだ未指定のままにあるということを聞いています。

○原委員 独占状態というお話をございましたが、むしろ、これまででは指定期間制度といふふうに私は思つていますし、登録制度と特殊法人の運営などところが手を挙げて、登録制度に変えたため、指定期間になりたいと手を挙げた法人がなく、いまだ未指定のままにあるということを聞いています。

○原委員 独占状態といふふうに思つていて、今回登録法人の運営などところが手を挙げて、登録制度に変えたため、指定期間になりたいと手を挙げた法人がなく、いまだ未指定のままにあるということを聞いています。

○原委員 今回の法改正の中で、指定期間制度におきましては、登録を受けるための基準、要件をいたしまして、設備や要員等の能力要件等を法律で明示しておるところでございます。別表

ういう形でいろいろ、こういう検査の場合にはこのすべてをすべて購入して所有するという形でなくとも、例えばリースという制度もございますし、また、中には、例えば船の場合には、大きな材料の強度の試験をする引き張り試験とか、あるいは圧壊試験とか、そういう試験機もあるわけですが、そういうもので、余り使わないけれども必要だというようなもの等につきましては、例えば、これから運用の話になると思いますが、専門の試験機関がございます、そういうところと契約をしてやるとか、いろいろそういう形で、投資が過大にならないようなことは今後考えられるのではないかと思っております。

○原委員 今、リースも可能だという答弁をいただいたので、本当にこれから新しく新規参入しようという方々に対して不利にならないようなものにしていつていただきたいと思います。

この十二本の改正法の中に、船舶安全法の改正

○河合委員長 次に、國土交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、道路関係四公団の民間企業並み財務諸表について政府から説明を聴取いたします。國土交通大臣扇千景君。

○扇千景君 道路関係四公団の民間企業並みの財務諸表について御報告をさせていただきたいと存します。

道路関係四公団の民間企業並みの財務諸表につきましては、昨年の十二月に提出されました道路関係四公団の民営化推進委員会の意見書によります。

すれば、本年の九月を目途に作成するとされておりました。

しかしながら、平成十六年の通常国会に民営化の関係法案の提出が予定されておりまして、九月では遅過ぎると判断いたしまして、また、国民の関心の高い事項につきましては可能な限り早急に公表することが情報開示の観点からも重要であると考えまして、私が、本年の一月、総理の御了解を得た上で、通常国会期間中に提出するよう各公団に対しまして厳命をいたしまして、六月の九日、各公団より報告を受け、総理に御説明しました上で、その概要を公表したところでございました。

これは、例えば道路公団におきましても、担当の職員を大幅に増員するとともに、アウトソーシングも拡大しまして、当初の百二十名に、その後、増員百七十名を加えて二百九十名の人員で、三ヶ月以上も休日返上で取り組んだ結果でございました。また、作成に当たりましては、各公団が、学識経験者、公認会計士等の専門家の客観的な御意見を伺いながら作成しております。ちなみに、お手元に配付しております参考資料の途中を見ていただきますと、「中間整理」というページが、別添の二というところがございます。その第一ページに民間の名簿等々が掲載してございます。

そうしまして、お手元に配付しております時価評価によります貸借対照表によれば、本州四国

連絡橋公団を除く各公団については、資産が負債を上回る、要するに債務超過でない結果になつております。

なお、本四公団につきましては債務超過となつておりますが、本年四月、本国会において、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律、これを成立させていただいたことから約一・三四兆円の債務が切り離され、これを考慮すれば、資産が負債を上回ることになつております。

また、損益計算書につきましては、JHを除く三公団について赤字を計上しておりますが、これは主として初期投資が大きいこと等の事業特性によるもので、償還準備金については計画を上回る繰り入れが行われているなど、供用中の路線については計画期間内に償還できる見込みでござります。

今後は、採算性を一層確保するため、国土交通省並びに関係公団におきまして、本年三月に公表いたしましたコスト縮減計画を着実に実行するなど、さらなる努力を行うとともに、これを今後の制度設計に反映させていきたいと考えております。

今回、民間企業並みの財務諸表という重要な基礎資料ができ上がりましたので、これをベースに民営化に向けた検討を深め、種々の課題を解決した上で、平成十六年の通常国会に法案を提出したいと考えております。

そして、この国会の終了までにという、委員会ありがとうございました。

○河合委員長 以上で説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、して公表できましたことを皆さんに御報告させていただきます。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十九分散会